

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等 基本協定書

2022年2月15日
大阪府／大阪市／大阪IR株式会社

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等に関して、大阪府（以下「府」という。）及び大阪市（以下「市」という。）並びに大阪IR株式会社（以下「SPC」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条（定義）

本基本協定において使用される用語は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1「定義集」において定められた意味を有するものとする。

第2条（目的）

本基本協定は、府及び市が大阪・夢洲地区において共同してIR区域の整備を推進するに際して、府とSPCが、共同して区域整備計画を作成して国土交通大臣に認定申請を行うこと、また、SPCが府との間で実施協定を、市との間で事業用定期借地権設定契約を、府及び市との間で立地協定をそれぞれ締結し、その他設置運営事業を円滑に開始するために、府、市及びSPCが負うべき責務及び必要な諸手続（以下「本件手続」という。）について定めることを目的とする。

第3条（基本的合意）

- 1 府、市及びSPCは、SPCが、本事業関連書類及び本基本協定に定める手続により、府とともに区域整備計画及び長期構想の作成を行い、かかる区域整備計画についてIR整備法第9条第11項に基づく国土交通大臣による認定が得られた場合には設置運営事業を実施する者として選定されたことを確認する。
- 2 SPCは、設置運営事業予定者が、募集要項等に記載された条件を遵守の上、府及び市に対し、提案書類による提案を行ったものであることを確認する。

第4条（事業日程及び本事業関連書類の内容の遵守）

- 1 SPCは、本件手続の遂行については、別紙2の事業日程（以下「本事業日程」という。）及び本事業関連書類の内容を遵守するものとする。但し、府及び市並びにSPCは、本件手続の遂行状況に応じて協議・合意の上で本事業日程を変更できるものとする。なお、SPCが、(1)公共インフラ整備等及びそれらに係る工事準備・調整により本事業日程を遵守するために合理的に必要な本件工事の準備を行うことができないこと、(2)本件土地等について本基本協定の締結時における通常の想定を超える地中障害物若しくは地質障害の存在が判明したこと、(3)残土及び汚泥の処分に係る搬出先又は搬出量の変更（専らSPC又は設置運営事業予定者等の責めに帰すべき事由による場合を除く。）、(4)IR整備法に基づく国土交通大臣による手続等又は税制に起因して本事業日程の変更が必要になったこと、又は、(5)新型コロナウイルス感染症の再流行その他SPC又は設置運営事業予定者等のいずれの責めにも帰すべからざる重大な事由により、本事業日程の変更が必要となったことを主たる理由として、府及び市に対して本事業日程の変更（当該事態に対処するために合理的に必要な範囲の変更に限る。）を要請した場合には、府及び市は本事業日程の変更に係る協議・合意を合理的理由なく拒絶、拒否又は留保しないものとする。
- 2 本基本協定、募集要項等、本特定合意内容（第5条第1項に定義する。以下同じ。）及び提案書類の各書類間に矛盾又は齟齬がある場合、本基本協定、募集要項等、本特定合意内容及び提案書類の順にその解釈が優先するものとする。但し、府及び市とSPCが当該齟齬等の取

扱いについて別途書面で合意する場合（設置運営事業予定者が提案書類において優先順位について別段の定めを置き、府及び市がこれに書面により明示的に同意した場合を含む。）はこの限りでない。

第5条（本特定合意内容の協議）

- 1 府、市及びSPCは、本基本協定の締結から60日以内に、提案書類に基づき、設置運営事業においてSPCが実施すべき事項について協議し、書面により合意（以下「本特定合意内容」という。）するものとする。なお、提案書類の内容のうち、府又は市がSPCに対して本特定合意内容に含めることを要求したものについては、SPCは合理的理由なくこれを拒絶、拒否又は留保しないものとする。
- 2 府、市及びSPCは、前項の期限内に本特定合意内容について全部の合意に至らなかった場合には、(1)合意に至った項目については、当該合意に従って本特定合意内容を定めるものとし、(2)合意に至らなかった項目については、当該項目に係る提案書類の内容（但し、提案書類において設置運営事業予定者が実施又は検討するものとして明記したものに限り、検討すると明記したものについては検討義務のみを負う。）を本特定合意内容とみなすことを確認する。

第6条（区域整備計画及び長期構想の作成並びに認定の申請）

- 1 府及びSPCは、SPCが府と協議の上で区域整備計画の素案及び長期構想の素案（但し、いずれの素案においても府において作成する公共施策に関する事項を除く。）を作成し、府に提出したことを確認する。
- 2 府及びSPCは、SPCが本事業関連書類の内容及びIR整備法第9条第11項各号に定める要件を充足し、かつ、実施方針及び本事業関連書類に定められた設置運営事業の意義等に照らし又は認定用計画作成同意（第4項に定義する。以下同じ。）、認定申請前同意（第8項に定義する。以下同じ。）若しくは認定申請議決（第7項に定義する。以下同じ。）を得る観点から府が合理的に要請する内容を盛り込んだ認定申請用の区域整備計画の案及び長期構想の案（但し、いずれの案においても府において作成する公共施策に関する事項を除く。）を府に提出し、府の最終確認を得たことを確認する（府の最終確認を得て、かつ、府において作成する公共施策に関する事項が盛り込まれた認定申請用の区域整備計画の案を、以下「認定用区域整備計画」といい、府の最終確認を得て、かつ、府において作成する公共施策に関する事項が盛り込まれた長期構想の案を、以下「確認済長期構想」という。）。
- 3 府は、前項の最終確認に際しては、認定申請用の区域整備計画の案及び長期構想の案については市が合理的に満足する内容であることを市とともに確認したことを確認する。
- 4 府は、認定用区域整備計画の作成に際し、IR整備法第9条第6項に基づき大阪府公安委員会又は市の同意（以下「認定用計画作成同意」という。）を得たことを確認する。
- 5 府は、認定用区域整備計画の作成に際し、市及び大阪府公安委員会と協議を行うとともに、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じたことを確認する。
- 6 府は、認定用区域整備計画について、府議会に対し、認定の申請を付議（以下「認定申請付議」という。）するものとする。なお、市及びSPCは、府による認定申請付議が円滑に行われるよう合理的な範囲において誠実に協力するものとする。
- 7 府が、認定申請付議をしたにもかかわらず、IR整備法第9条第8項に基づく府議会の議決（以下「認定申請議決」という。）が行われなかった場合、府、市及びSPCは、認定用区域整備計画の内容を修正する等の方策を講じることにより、認定申請議決が行われるよう合理的

な範囲において誠実に努力するものとする。

- 8 府及び SPC は、認定用区域整備計画の認定の申請について認定申請議決を得た場合には、認定用区域整備計画について、IR 整備法第 9 条第 1 項に基づき、国土交通大臣に対して認定の申請を速やかに行うものとする。なお、府及び SPC は、当該認定の申請までに、IR 整備法第 9 条第 9 項に基づく市の同意（以下「認定申請前同意」といい、地方自治法第 96 条第 2 項に基づく条例に定める市会の議決を含む。以下同じ。）が得られるよう合理的な範囲において誠実に努力するものとし、市及び SPC は当該同意の取得を含め当該認定の申請が円滑に行われるよう合理的な範囲において誠実に協力するものとする。
- 9 認定用区域整備計画の認定に当たり、国土交通大臣により IR 整備法第 9 条第 13 項に基づく条件が付された場合には、府、市及び SPC は当該条件の充足に必要な対応について速やかに協議を行うものとし、府、市及び SPC は、かかる協議の結果に従い、当該条件の充足に必要な措置を実行するものとする。
- 10 第 6 項乃至第 9 項の規定に基づく努力等にもかかわらず、IR 整備法第 9 条第 10 項に定める期間内に、認定申請前同意又は認定申請議決が得られずに第 8 項に定める認定用区域整備計画の認定の申請が国土交通大臣に対して行われなかった場合、又は、上記申請が国土交通大臣に対して行われたにもかかわらず、認定用区域整備計画の認定が受けられず再度の申請が IR 整備法第 9 条第 10 項に定める期間内に行われない場合、以後の対応について、府及び市と SPC は誠実に協議するものとする。

第 7 条（事業条件の変更）

- 1 府及び市は、次の各号に定めるときには、SPC に対して通知することにより、事業条件の変更を行うことができるものとし、この場合、緊急の必要性がある場合を除き、SPC は、府及び市に対して通知することにより、当該変更の可否及び当該変更の具体的な内容に関する協議申入れを行うことができ、府及び市は当該申入れに対して合理的理由なくかかる協議を拒絶、拒否又は留保しないものとする。また、SPC は、次の各号に定めるときには、府及び市に対して通知することにより、事業条件の変更の協議申入れを行うことができるものとし、この場合、府及び市は当該申入れに対して合理的理由なくかかる協議を拒絶、拒否又は留保しないものとする。但し、府、市及び SPC で合意した場合を除き、かかる変更は、必要となった事由に応じて合理的に必要と認められる最低限の範囲とする。
 - (1) 事業条件書の公表後に公布又は策定された、国土交通大臣が定める関係省令及び基本方針並びにカジノ管理委員会が定めるカジノ管理委員会規則を踏まえ、事業条件の変更が必要と認められるとき。
 - (2) 設置運営事業に著しい影響を与える法令等の制定又は変更により、事業条件の変更が特に必要と認められるとき。
 - (3) 地震、風水害その他の災害等の発生や事故等により、事業条件の変更が特に必要と認められるとき。
 - (4) 事業条件書の公表時点では予測できない急激な社会・経済情勢の変化により、事業条件の変更が特に必要と認められるとき。
 - (5) 前各号のほか、府又は市の事情により事業条件の変更が特に必要と認められるとき。
- 2 SPC は、前項の事業条件の変更に伴い、認定用区域整備計画又は確認済長期構想の変更が必要な場合には、府及び市と協議し、かかる協議の結果、各当事者が合意した内容に基づき、認定用区域整備計画又は確認済長期構想の内容を変更するものとする。

第8条 (表明保証)

SPCは、府及び市に対し、発効日現在において、次に記載する事実がいずれも真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) SPCが、会社法に基づき有効かつ適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、その財産を所有しかつ現在行っている事業を遂行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。
- (2) SPCは、本基本協定を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。また、SPCによる本基本協定の締結は、SPCの定款上の目的の範囲内の行為であり、SPCが本基本協定を締結し、履行することにつき法律上及びSPCの定款その他の社内規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
- (3) 本基本協定の締結及び本基本協定に基づく義務の履行が、①SPCに適用のある法令等に違反せず、②SPCの定款その他の社内規則に違反するものでもなく、③SPCを当事者とし又はその資産を拘束する契約その他の合意に違反せず、④SPCに対する又はそれを拘束する司法・行政機関等の判断等に違反するものでもないこと。
- (4) SPCが府及び市に対して交付した以下の書類は、発効日時点において最新のものであり、真実かつ正確であること。また、①の履歴事項全部証明書には、発効日時点において登記すべき事項が全て登記されていること。
 - ① SPCの履歴事項全部証明書
 - ② SPCの定款
 - ③ SPCの株主名簿
 - ④ SPCの印鑑証明書
- (5) SPCは、本基本協定の締結及び履行のためにSPCが発効日時点において取得することが必要である許認可等を、全て適法かつ適正に取得し又は履践済みであること。
- (6) SPCを代表して本基本協定に署名又は記名押印する者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、SPCを代表して本基本協定に署名又は記名押印する権限を付与されていること。
- (7) 本基本協定は、SPCにより適法かつ有効に締結されており、適法、有効かつ拘束力あるSPCの債務を構成し、倒産法その他債権者の権利に一般に影響を与える適用ある法令等に基づく制限に服することを条件として、本基本協定の規定に従い強制執行可能なSPCの債務が生じること。
- (8) SPCを当事者とする、本基本協定上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のあるいかなる訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争も開始されておらず、SPCの知る限り開始されるおそれのないこと。
- (9) SPCに関して、倒産手続等の開始が申し立てられ又は申請されておらず、またかかる申立又は申請の原因も存しないこと。
- (10) SPCの発行可能株式数は12,000,000株であり、そのうち発行済株式の総数は17,300株であり、その全てが適法かつ有効に発行され、かつ、本基本協定締結時において本件IR施設の建設及び整備の着工時の本株主として想定される者は別紙3の「出資者の名称」に記載のとおりであること。
- (11) SPCは、実施協定において定める本件IR施設の開業予定日（実施協定締結後に当該開業予定日を変更した場合には当該変更後の開業予定日）までにIR整備法第41条第1項の基準を満たすことが合理的に見込まれており、同条第2項の欠格事由（但し、第1号イを除く。）に該当しないこと。

- (12) 府及び市に対して、本基本協定の締結及び履行に関連して SPC 又は設置運営事業予定者等から提供された情報は、重要な点において、全て真実かつ正確であり、また、重大な誤解を生じさせるような情報を含んでいないこと。
- (13) 前各号のほか、提案書類において SPC 又は設置運営事業予定者等の誓約事項として提案した事項を当該誓約事項が適用される時点において充足していること。

第9条 (SPC の株主)

- 1 SPC は、別紙3に定める時期までに、別紙3の「出資者の名称」に記載の出資者（以下「出資予定者」という。）から、別紙3の「出資予定額」に記載されている金額の出資を受け入れ、かかる出資に対応する本議決権株式の割当てを行うものとする。なお、本項に基づく出資及び本議決権株式の割当ては、次項各号の違反とはならないものとする。
- 2 SPC は、発効日及びそれ以降において、以下の事項を遵守する。
- (1) 本株主が、自らが保有する本株式について、第三者に対して譲渡（信託譲渡を含む。）、質権設定その他の担保設定又はその他の方法による処分（自己信託を含み、総称して「本株式の処分」という。以下本条において同じ。）を行おうとするときは、当該処分を承諾するに際して、府の事前の書面による承認を受けるものとする。
- (2) 本株式の新規発行等を行おうとするときは、府の事前の書面による承認を得るものとする（但し、本株主の出資比率かつ議決権比率に影響を与えない本株式の新規発行等については、府の事前の書面による承認を要しない。）。
- (3) 前2号にかかわらず、第6条第2項に基づき府による認定申請用の区域整備計画の案について最終確認を得た日（同日を含む。）以降、IR 整備法第9条第11項に基づいて国土交通大臣が区域整備計画を認定する日（同日を含む。）までの期間以外の期間における本株式の処分又は新規発行等であつて、以下の①乃至⑥の要件を全て満たす場合で、かつ、第4号に該当する場合に同号所定の株主誓約書が府及び市に差し入れられたときには、府及び市に対する事前の通知で足り、府の事前の書面による承認を要しない。
- ① 当該行為により新たに主要株主等となる者が生じる場合でないこと。
- ② 当該行為によりいずれかの本議決権株主（新たに SPC の本議決権株主となる者を含み、当該行為の直前の時点において SPC の議決権比率の 1/3 以上の本議決権株式を保有する本議決権株主を除く。）の有する本議決権株式の議決権比率が、1/3 以上となる場合でないこと。
- ③ 当該行為により、当該行為の直前の時点において SPC の議決権比率が最大である本議決権株主（なお、当該本議決権株主が複数存在する場合には、その全てを対象とする。）の当該行為後における議決権比率を超過することとなる当該本議決権株主とは別の本議決権株主（新たに SPC の本議決権株主となる者を含む。）が発生する場合でないこと。
- ④ 当該行為により、当該行為の直前の時点において議決権比率の 1/3 以上の本議決権株式を保有する本議決権株主の議決権比率が、1/3 未満となる場合でないこと。
- ⑤ 当該行為により、当該行為の直前の時点において議決権比率が最大である本議決権株主が複数ある場合において、(i) 当該行為後におけるいずれかの議決権比率が最大でなくなるまで、かつ、当該行為の合理的に相当な期間前に府にその内容を通知していること、又は、(ii) 当該行為後におけるいずれの議決権比率も最大であること。
- ⑥ 当該行為により認定区域整備計画の変更に係る IR 関係法令等上の手続が必要とな

る場合においては、当該行為の実行前に府と協議の上、府の書面による承諾を得ていること。

- (4) SPC は、①本基本協定締結時における本株主をして、本基本協定締結までに、また、②第 1 項又は前 3 号の規定に従って本株式の処分又は SPC による本株式の新規発行等が行われたことに伴い新たに SPC の本株主となる者が発生する場合には、新たに SPC の株主となる本株主をして、当該処分又は新規発行等の効力発生日までに別紙 4 記載の株主誓約書を府及び市に差し入れさせるものとする。
- (5) SPC は、本株主が株主間契約（2 者以上の本株主の間で締結される、SPC における本株主の出資比率、議決権比率又は本議決権株式の議決権の行使その他 SPC の運営（以下「SPC 運営等」という。）に関する全ての契約をいう。）を締結する場合、株主間契約において、法令等、本公募時の参加希望者及び応募者の参加資格要件に準じた資格要件並びに提案書類において提案された内容の事項と矛盾する内容を定めさせてはならない。また、SPC は、本株主がかかる株主間契約を締結した場合には、当該締結時から速やかに（本基本協定締結時において締結済みの株主間契約がある場合は本基本協定締結時から速やかに）その写しを府に提出するものとする（但し、本基本協定締結時において既に府にこれを提出している場合を除く。）。株主間契約のうち SPC 運営等に関する事項が変更された場合も同様とし、当該契約が解除又は終了した場合には SPC は、本株主をしてその旨を府に通知させる。
- 3 府は、前項第 1 号又は第 2 号に基づく府の承認に関して、設置運営事業の安定的遂行及び適切な実施が図られるとともに、IR 関係法令等が適切に遵守され、府及び市の利益を侵害しないと認められる場合には、合理的理由なく当該承認を拒絶、拒否又は留保してはならない。
- 4 SPC は、第 2 項第 1 号乃至同第 3 号で許容される本株式の処分及び新規発行等による変更を除き、自ら又は本株主をして、府及び市の事前の書面による承認なく、出資予定者及び本公募の手続において府及び市に提出した設置運営事業予定者等の SPC に対する資本関係の内容並びに株主間契約の内容のうち SPC 運営等に関する事項を変更せしめてはならないものとする。但し、府及び市は合理的理由なくかかる変更について拒絶、拒否又は留保してはならない。
- 5 SPC は、府の事前の書面による承認なく、解散、合併、会社分割、事業譲渡その他組織再編行為及び定款変更を行わないものとする。但し、設置運営事業の安定的遂行及び適切な実施が図られるとともに、IR 関係法令等が適切に遵守され、府及び市の利益を侵害しないと認められる場合には、府は合理的理由なくかかる承認を拒絶、拒否又は留保してはならない。
- 6 SPC が設置運営事業の実施に要する資金を調達するために金融機関から借入を行う場合であって、当該借入のために自ら又は本株主の保有する本株式に対して担保権を設定する場合、SPC は、当該借入及び担保設定に関する契約書の写しを府及び市に提出するものとし、第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、府は合理的理由なくかかる担保設定に対する承認を拒絶、拒否又は留保してはならない。但し、府の承認は、府と金融機関の間で府の合理的に満足する内容の担保実行等に関する協定書が締結されていることを条件とする。

第 10 条（履行保証金及び保証）

- 1 SPC は、本基本協定の締結までに、本基本協定に基づき、SPC が府及び市に対して現在及び将来負担する一切の債務（以下「本件対象債務」という。）の履行を担保するための保証金（以下「履行保証金」という。）として金 6.5 億円を府が指定する銀行口座に振り込んで預託するものとし、かかる預託に要する振込手数料は SPC の負担とする。

- 2 前項に定める履行保証金は、本基本協定が終了するまで返還せず、利息を付さない。
- 3 第1項に定める履行保証金の全部又は一部が、実施協定締結直前において、預託されており、かつ、これが本基本協定に基づき没収又は返還されていない場合、実施協定締結時において、SPCによる実施協定上の履行保証金のうち、本基本協定上の履行保証金相当額（実施協定締結時において期限の到来している本件対象債務に充当した後の残額に限る。）の預託があったものとみなすものとし、この場合、府は本基本協定上の履行保証金をSPCに返還することを要しない。
- 4 府及び市は、第1項に定める履行保証金を、第20条第1項第1号及び第2号に定める違約金その他SPCに対して期限の到来した本件対象債務に充当することができる。かかる充当をした場合、府は、府が別途指定する方法により、SPCに対し、第1項に定める履行保証金の額に不足することとなった額を履行保証金として預託することを請求することができる。
- 5 SPCは、本件保証人をして、府及び市との間において、本件対象債務を連帯して保証することを含む別紙5の様式による保証差入書を提出させ、これを有効に維持させるものとする。

第11条（市が実施するインフラ整備に要する費用の負担）

- 1 SPCは、実施方針及び本事業関連書類に基づき、市が本件IR区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善等に係る施策及び措置の一つとして夢洲地区への訪問者の増加等に対応するために実施する鉄道又は道路等の整備等に要する費用の一部として、金202億5000万円を負担する。
- 2 SPCは、市に対し、IR整備法第9条第11項に基づき区域整備計画について国土交通大臣から認定を受け、かつ、IR整備法第13条第2項に基づき実施協定について国土交通大臣の認可を受けることを条件として、実施協定に基づき、前項の負担金の10%に相当する額を本件土地のSPCに対する引渡日（本件土地について段階的な引渡しが行われる場合は、最も早い引渡日をいう。）までに、その残額を本件IR施設の開業（但し、本件IR施設の部分開業を行う場合は本件IR施設の部分開業をいう。）後12か月以内に、それぞれ、市の指定する銀行口座に一括で支払うものとし、これに要する振込手数料はSPCの負担とする。
- 3 府、市及びSPCは、設置運営事業の途中終了その他事由の如何を問わず、市が第1項に定める負担金を返還する義務がないことを相互に確認する。

第12条（府及び市が設置運営事業予定者の選定等に要した費用の負担）

- 1 SPCは、府及び市が設置運営事業予定者の選定等に要した費用のうち、設置運営事業予定者の選定並びに設置運営事業予定者及びSPCとの契約手続等に密接に関連する費用に相当する部分から受領済みの審査料を差し引いた金額として、金124,974,620円（但し、府が業務委託により実施している2018年3月29日付当初契約（その後の変更契約も含む。）に基づく「大阪IR（統合型リゾート）の事業化に関するアドバイザー業務」（契約金額377,193,845円（税込））の最終精算額（契約変更があった場合は変更後の契約金額）に基づき算出するものとする。）を負担する。
- 2 SPCは、府に対し、前項の負担金を、発効日以降、府より請求のあった日から30日以内に、府の指定する銀行口座に一括で支払うものとし、これに要する振込手数料はSPCの負担とする。かかる支払いにより、府又は市いずれの関係においても前項に定める費用負担義務が履行されたとみなすものとする。
- 3 府、市及びSPCは、設置運営事業の途中終了その他事由の如何を問わず、府及び市が第1項に定める負担金を返還する義務がないことを相互に確認する。

第13条（府及び市が環境アセスメントに係る現況調査の実施に要した費用の負担）

- 1 SPCは、府及び市が環境アセスメントに係る現況調査の実施に要した費用として金69,752,100円（税込）を負担する。
- 2 SPCは、府に対し、前項の負担金を、発効日以降、府より請求のあった日から30日以内に、府の指定する銀行口座に一括で支払うものとし、これに要する振込手数料はSPCの負担とする。かかる支払いにより、府又は市いずれの関係においても前項に定める費用負担義務が履行されたとみなすものとする。
- 3 府、市及びSPCは、設置運営事業の途中終了その他事由の如何を問わず、府及び市が第1項に定める負担金を返還する義務がないことを相互に確認する。

第13条の2（土地課題対策の実施及び当該対策費用の負担）

- 1 SPCは、本件IR施設の建設及び整備に当たり、本件土地に係る地中障害物の撤去、土壤汚染対策及び液状化対策（以下「土地課題対策」という。）を自ら実施するものとし、市は、当該土地課題対策の実施に実務上合理的な範囲内において最大限協力するものとする。
- 2 市は、前項の土地課題対策に要する費用の負担について2022年2月及び3月開催の市会による債務負担行為の議決が行われることを条件として、市が合理的に判断する範囲で当該費用を負担するものとする。
- 3 前項に定める費用は、府及びSPCとの間において実施協定が締結された後、本件土地の引渡し並びに本件IR施設の建設及び整備の着工が行われた場合に、債務負担行為として予算に定めた事項、期間及び限度額の範囲内で、立地協定、事業用定期借地権設定契約又は市及びSPCが別途締結する書面に定める各支払期日において、実施協定が有効に存続していることを条件として、市が合理的に判断する範囲で市によって支払われるものであり、市及びSPCは、立地協定、事業用定期借地権設定契約又は市及びSPCが別途締結する書面のいずれかにおいて、その詳細を規定するものとする。

第14条（基本合意の締結等）

SPCは、第6条第8項に基づき、国土交通大臣に対して認定用区域整備計画について認定の申請をするに先立ち、府及び市との間で、認定用区域整備計画及び当該申請に添付する実施協定書（案）、設置運営事業の遂行に当たって府、市及びSPCで確認すべき事項を定めるための立地協定（案）、並びに、SPCが設置運営事業を実施する目的で本件土地を使用することができるようにするための事業用定期借地権設定契約書（案）について、基本合意を締結するものとする。なお、府、市及びSPCは、当該基本合意締結までに、募集要項等に定める手続においてなされた協議の内容並びに提案書類提出時において府、市及び設置運営事業予定者が想定していなかった事由を踏まえて、募集要項等に定める手続において府により提示された実施協定書（案）、立地協定（案）、及び、事業用定期借地権設定契約書（案）の修正について誠実に協議するものとし、当該基本合意締結後は、本基本協定に別途定める場合及び当該基本合意締結時に府、市及び設置運営事業予定者が想定していなかったと合理的に認められる事由が生じた場合を除き、SPCは、府及び市に対して、募集要項等に定める手続において府により提示された実施協定書（案）、立地協定（案）、及び、事業用定期借地権設定契約書（案）（SPCとの協議等を踏まえて当該基本合意までに府又は市により修正されたものを含む。）の修正を求めることはできないものとする。

第 15 条 (実施協定の締結等)

- 1 SPC は、IR 整備法第 9 条第 11 項に基づく国土交通大臣による区域整備計画の認定が得られた場合には、速やかに、第 14 条に定める実施協定書 (案) に従った実施協定の締結について、府と共同して国土交通大臣に対して IR 整備法第 13 条第 2 項の認可申請を行うものとする。なお、判断基準日 (第 19 条第 4 項に定義する。以下同じ。) において、SPC が、本条件 (第 19 条第 4 項に定義する。以下同じ。) のうち、いずれかが成就していないと判断する場合又は本条件のいずれかが成就しないことが確実に見込まれていると判断する場合であるにもかかわらず、SPC が本基本協定を解除しない場合には、府及び SPC は、合意により第 14 条に定める実施協定書 (案) について合理的に必要な範囲の修正を行ったうえで当該認可申請を行うことができるものとする。
- 2 SPC は、前項の申請に対する国土交通大臣による認可が得られた場合には、府との間で、当該認可が得られた実施協定を速やかに締結するものとする。
- 3 府及び市と SPC は、本事業関連書類に従い、モニタリング基本計画の内容について協議するものとする。かかる協議を踏まえて、府及び市は、本事業関連書類に基づき、実施協定の締結日までに、府及び市が合理的に満足する内容のモニタリング基本計画を定めるものとする。
- 4 SPC は実施協定締結前であっても、自己の費用と責任において、設置運営事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、府及び市は、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする。

第 16 条 (立地協定の締結等)

SPC は、実施協定の締結と同時に、府及び市との間で、第 14 条に定める立地協定 (案) に従い、立地協定を締結するものとする。なお、判断基準日において、SPC が、本条件のうち、いずれかが成就していないと判断する場合又は本条件のいずれかが成就しないことが確実に見込まれていると判断する場合であるにもかかわらず、SPC が本基本協定を解除しない場合には、府、市及び SPC は、合意により第 14 条に定める立地協定 (案) から合理的に必要な範囲の修正を行ったうえで立地協定を締結することができるものとする。

第 17 条 (事業用定期借地権設定契約の締結)

SPC は、実施協定の締結後 30 日以内 (但し、別途当事者が合意した場合には期間を伸長できるが、本件 IR 施設の建設及び整備の着工日までを期限とする。) に、本件土地について市との間で、第 14 条に定める事業用定期借地権設定契約書 (案) に従い、賃料を月額 428 円/m² とする事業用定期借地権設定契約を公正証書により締結するものとする。なお、判断基準日において、SPC が、本条件のうち、いずれかが成就していないと判断する場合又は本条件のいずれかが成就しないことが確実に見込まれていると判断する場合であるにもかかわらず、SPC が本基本協定を解除しない場合には、市及び SPC は、合意により第 14 条に定める事業用定期借地権設定契約書 (案) から合理的に必要な範囲の修正を行ったうえで事業用定期借地権設定契約を締結することができるものとする。

第 18 条 (資金調達協力義務等)

- 1 SPC は、別紙 3 及び提案書類 (但し、本特定合意内容がある場合には本特定合意内容) に従い、出資予定者をして、SPC へそれぞれ出資させ、SPC への出資者を募らせ、また、SPC による借入その他の SPC の資金調達を実現させるものとする。

- 2 SPC は、府及び市の要請に応じて、府及び市が合理的に満足する前項の資金調達を合理的に可能なことを証する書面を府及び市に提出する。

第 19 条 (本基本協定の解除)

1 府及び市は、以下の事由が生じた場合（但し、市については、第 1 号乃至第 7 号、第 11 号又は第 12 号の事由が生じた場合に限られるものとする。）には、SPC に対する通知をもって直ちに本基本協定を解除することができる。但し、第 6 条第 9 項又は第 10 項に基づいて府若しくは市又は府及び市と SPC が誠実に協議していると合理的に認められる期間内において、府及び市は第 4 号又は第 6 号に基づいて本基本協定を解除しない。また、府と SPC は、以下の事由が生じた場合においても、当該通知に先立ち、設置運営事業の遂行の可否・方法について誠実に協議を行うものとする。

- (1) 本公募において、SPC 若しくは設置運営事業予定者等が独占禁止法第 3 条に違反し、又は SPC 若しくは設置運営事業予定者等を構成事業者とする事業者団体が同法第 8 条第 1 号の定め違反したことにより、公正取引委員会が SPC 又は設置運営事業予定者等に対し、課徴金納付命令を行い、これが確定した場合。
- (2) 本公募に関し、確定した排除措置命令において、SPC 若しくは設置運営事業予定者等が独占禁止法第 3 条に違反し、又は SPC 若しくは設置運営事業予定者等が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合。
- (3) 確定した課徴金納付命令又は排除措置命令により、SPC 若しくは本件保証人又は SPC 若しくは本件保証人が構成事業者である事業者団体に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が SPC 又は本件保証人に対し課徴金納付命令を行い、これが確定したときは、当該課徴金納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に本公募が行われ、かつ、設置運営事業が当該取引分野に該当するものである場合。
- (4) IR 整備法第 9 条第 10 項に定める期間までに、認定用計画作成同意、認定申請前同意若しくは認定申請議決が得られなかった場合又は第 13 条の 2 第 2 項に定める市会による債務負担行為の議決が行われなかった場合。
- (5) IR 整備法第 9 条第 10 項に定める期間までに国土交通大臣に対して認定用区域整備計画について認定を申請しなかった場合。
- (6) 2023 年 4 月末日までに国土交通大臣から認定用区域整備計画について認定が得られなかった場合。
- (7) 国土交通大臣から、実施協定の締結について認可の申請日から 90 日以内（但し、国土交通大臣の定める標準処理期間を踏まえ、府及び市と SPC が協議の上期間の延長を合意した場合には、当該延長後の期間内）に認可が得られなかった場合。
- (8) SPC 又は本件保証人が、倒産手続等を申し立て若しくは申請した場合、又は第三者によって申立てがなされ、かつ当該第三者による申立てが申立日から 60 日（若しくは取下げ若しくは却下等が客観的かつ合理的に見込まれる場合において当該取下げ若しくは却下等の実現に必要なそれより長い期間）以内に取下げ若しくは却下等により効力を失わなかった場合（但し、本件保証人については、申立日から 60 日以内に府が合理的に満足する本件保証人に代わる保証人から府に対して同等の保証差入書が差し入れられ

- ない場合に限る。)
- (9) SPC又は本件保証人が、差押、強制執行、競売の申立てを受け、かつ当該申立て又は処分が当該事由発生日から60日(又は合理的に必要なそれより長い期間)以内に取下げ又は却下等により効力を失わず、本基本協定の義務の履行に重大な支障が生じた場合。
 - (10) SPC又は本件保証人が銀行取引停止処分を受け、かつ当該処分が当該処分日から60日(又は合理的に必要なそれより長い期間)以内に取消し等により効力を失わなかった場合。但し、当該処分によっても、本基本協定の目的が達成されないと合理的に認められない場合を除く。
 - (11) 設置運営事業に関し、SPC又は本件保証人(これらが法人である場合には、その役員を含む。)に対し、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に定める刑が確定した場合。
 - (12) 設置運営事業予定者等又は設置運営事業予定者等が指図した第三者が、本公募において、重大な偽りその他重大な不正を行った場合。
- 2 府は、前項に定める事由を除き、SPC又は本件保証人が本基本協定又は府若しくは市との間で別途締結する契約上の重大な義務又はこれらにおいて行う重大な事項に関する表明保証のいずれかに違反した場合において、府が書面による通知により当該違反の是正を求めたにもかかわらず、当該是正に必要な合理的期間(但し、当該期間は60日以上とする。)内にこれが是正されず、本基本協定の目的が達成されないと合理的に認められるときには、SPCに対する通知をもって本基本協定を解除することができる。
 - 3 府又は市が本基本協定上の重大な義務に違反し、SPCが書面による通知により当該違反の是正を求めたにもかかわらず、当該是正に必要な合理的期間(但し、当該期間は60日以上とする。)内にこれが是正されず、それにより、本基本協定の目的が達成されないと合理的に認められる場合には、SPCは府及び市に対する通知をもって本基本協定を解除することができる。但し、主として府又は市の責めに帰すべき事由による場合に限るものとする。
 - 4 SPCは、IR整備法第9条第11項に基づく国土交通大臣による区域整備計画の認定が得られた日から30日を経過した日(以下「判断基準日」という。)(但し、府、市及びSPCの合意により、その期日を延長できるものとする。)において、以下の(1)乃至(7)の条件(以下「本条件」という。)のうち、いずれかが成就していないと判断する場合には、判断基準日から60日以内(但し、府、市及びSPCの合意により、その期日を延長できるものとする。)に、府及び市に対し、その旨及び理由を通知するものとし、この場合、第22条にかかわらず、府及び市に対する当該通知をもって本基本協定を解除することができるものとする。発効日から判断基準日の前日までの期間において、判断基準日において本条件のいずれかが成就しないことが確実に見込まれていると判断する場合も同様とし、当該判断をした日から5営業日(土曜日、日曜日及びその他法令等により日本において銀行が休業することを認められ、若しくは義務付けられている日以外の日をいう。)以内に、府及び市に対し、その旨及び理由を通知するものとし、当該通知をもって、本基本協定を解除することができるものとする。なお、判断基準日において本条件のいずれかが成就していないか否か及び判断基準日において本条件のいずれかが成就しないことが確実に見込まれているか否かの判断は、SPCが、本条件の成就のために府及び市と相互に緊密に協力・連携するとともに合理的に可能な範囲で努力を行った上で、誠実かつ合理的な裁量により行うものとし、また、判断基準日において全ての条件を一定程度充足しているものの各条件の充足度を総合的に考慮すると設置運営事業の実施が困難であるとSPCが判断基準日において誠実かつ合理的な裁量により判断する場合には、本条件の不成就とみなす。

- (1) 税務上の取扱い
設置運営事業に関する所得税、消費税及び法人税等の税務上の取扱いについて、設置運営事業予定者が提案書類作成時点において仮定した前提条件よりも不利にならないこと、かつ、令和3年度国土交通省税制改正概要の内容と全ての点において一致していることが合理的に見込まれること。
 - (2) カジノ管理委員会規則
カジノ管理委員会が定めるカジノ管理委員会規則が制定され、かつ、制定された内容が設置運営事業の運営に著しい悪影響を与えるもの、又は、カジノ免許の取得の可否を予測することが困難であるものとなっていないこと。
 - (3) 資金調達
融資契約の締結を合理的に確実にするコミットメントレターを設置運営事業のための融資を行う金融機関から取得できていること、かつ、当該金融機関との間で締結する融資契約に基づく融資の実行が受けられると合理的に見込まれること（実行の前提条件を充足する内容の建設事業者との間の建設工事請負契約の締結が合理的に見込まれることを含む。）。
 - (4) 開発
設置運営事業の開発に関して、以下の①乃至③の条件の全てを充足すること。
 - ① 設置運営事業の実現、運営、投資リターンに著しい悪影響を与える本件土地又はその土壌に関する事象（地盤沈下、液状化、土壌汚染、残土・汚泥処分等の地盤条件に係る事象を含むがこれらに限らない。）が生じていないこと、又は、生じるおそれがないこと、かつ、当該事象の存在が判明した場合には、本件土地の所有者は、当該事象による悪影響の発生の防止を確実にするよう設置運営事業予定者と協力し、一定の適切な措置を講じること（かかる適切な措置には、本件土地の所有者による関係する合理的な対策の費用の負担も含むものとする（但し、設置運営事業予定者が作成した設置運営事業に係る事業計画において設置運営事業予定者の負担として計画している工事費等は除く。）。）。
 - ② 公共インフラ整備等による本件工事に対する制限が、設置運営事業の投資リターンに著しい悪影響を与えるおそれがないこと。
 - ③ 上記①及び②を含む予見不可能な事象の発生により本件 IR 施設の全部開業までに要する総費用が1兆円から著しく増加することが判明した場合には、本事業関連施設の一部や設置運営事業に関するコンテンツの開発を将来に延期（段階的な開発を含む。）できることが合理的に見込まれること。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症
新型コロナウイルス感染症が終息し、かつ、国内外の観光需要が新型コロナウイルス感染症による影響を受ける前の水準まで回復していることが合理的に見込まれること。
 - (6) 財務
本件保証人のいずれかに倒産申立て等が生じておらず、かつ、本件保証人の財務状態に鑑み SPC への出資を実行できると合理的に見込まれること。
 - (7) 重大な悪影響
SPC においてコントロールできない設置運営事業の設置又は運営に著しい悪影響を与えるその他の事象が生じていないこと。
- 5 府、市及び SPC は、その合意により本基本協定を解除することができる。

第20条（本基本協定解除の場合の効果）

- 1 前条第1項又は第2項の規定に基づき、府又は市が本基本協定を解除した場合（但し、前条第1項第4号乃至第7号に定める事由に基づく解除の場合は、当該解除について主としてSPCの責めに帰すべき事由（設置運営事業予定者等の責めに帰すべき事由がある場合には、SPCの責めに帰すべき事由があるものとみなすものとする。以下本項において同じ。）による場合に限り、前条第1項第8号、第9号又は第10号に定める事由に基づく解除の場合は、当該解除について主としてSPC又は本件保証人の責めに帰すべき事由による場合に限る。また、同条第1項第4号乃至第7号に定める事由に基づく解除の場合は、当該解除について認定用区域整備計画の内容及び府が本公募の時点で認識し又は合理的に予見できたSPC又は設置運営事業予定者等の属性に起因する場合を含まない。）、以下の規定に従うものとする。
 - (1) 府は、違約金として、第10条第1項に基づき預託された履行保証金を没収することができ、この場合、府の履行保証金返還債務は消滅するものとする。
 - (2) 府は、SPCに対し、違約金として金6.5億円から前号により没収した履行保証金の額を差し引いた額を請求することができる。
 - (3) 前2号の規定は、府及び市に生じた実際の損害額の合計額が金6.5億円を超える場合において、府及び市がSPCに対して当該超過分につき賠償請求することを妨げるものではない。
- 2 前条第3項の規定に基づき、SPCが本基本協定を解除した場合、府は、第10条第1項に基づいて預託された履行保証金の額（本基本協定の解除日現在の残高に限る。次項において同じ。）から、当該時点において履行期の到来した本件対象債務（もしあれば）の額を差し引いた残額がある場合には、その残額を、本基本協定の解除後60日以内（但し、60日以内に本件対象債務の額を確定することが困難であると府が合理的に判断する場合には、府とSPCが協議の上で合意した合理的期間内）に、SPCに対して返還する。
- 3 第19条その他の本基本協定の定め（第21条第3項を含むがこれに限らない。）に基づき本基本協定が解除された場合であって、前二項のいずれにも該当しないときには、既に府、市及びSPCが設置運営事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。但し、第24条に基づく損害賠償請求は妨げられない。また、この場合、府は、第10条第1項に基づいて預託された履行保証金の額を、前項に準じてSPCに返還することとする。

第21条（誠実対応・協議義務）

- 1 SPC又は設置運営事業予定者等のいずれの責めにも帰すべからざる重大な事象若しくは前提条件の変更、不可抗力又はこれらに準ずる重大な事由が生じた場合、府及び市並びにSPCは、かかる事由が設置運営事業に与える悪影響を軽減するため、協議の上、状況に応じて合理的な措置を取るとともに、かかる事由により合理的に必要な限度において、本基本協定、実施協定書（案）、立地協定（案）、事業用定期借地権設定契約書（案）、認定用区域整備計画又は確認済長期構想を変更すること及びその内容等について、誠実に協議するものとする。府及び市は、本項に定める事由が設置運営事業に与える悪影響が重大であり、当該変更が当該悪影響を避けるために合理的に必要な最小限度の範囲にとどまることをSPCが疎明した場合においては、合理的理由なくかかる変更を拒絶、拒否又は留保しないものとする。
- 2 SPCは、前項に従った措置及び協議を行っている限り、前項に定める事由により履行が不可能又は困難となったと合理的に認められる範囲で、本基本協定に定めるSPCの義務の不履行の責任を負わないものとする。

- 3 SPC 又は設置運営事業予定者等のいずれの責めにも帰すべからざる重大な事由が生じた場合であって、第1項に定める協議を経てもなお設置運営事業の全部又は重要な一部を実施することが不可能又は著しく困難（疑義を避けるために記載すると、継続的に商業上不採算となることを含む。）となったと合理的に認められる場合には、SPC は、府及び市に対する事前の書面による通知により、違約金その他損害賠償義務を負担することなく本基本協定を解除することができる。

第22条（本基本協定の終了）

本基本協定は、実施協定、立地協定及び事業用定期借地権設定契約を締結したことにより終了するものとする。

第23条（反社会的勢力の排除等）

- 1 SPC は、発効日現在において、SPC、設置運営事業予定者等、本件保証人又は SPC の主要株主等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約する。
- (1) 役員が、反社会的勢力であること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること。
 - (3) 役員が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められること。
 - (4) 役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。
 - (5) 役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (6) 本基本協定又は区域整備計画の検討、作成又は履行その他本基本協定の履行に当たって、相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら業務を委託したと認められること。
 - (7) IR 整備法第 60 条第 2 項各号のいずれかに該当すること。
- 2 SPC は、自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを誓約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて府若しくは市の信用を毀損し、又は府若しくは市の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる不当な行為
- 3 本基本協定の締結又はその履行に当たって、SPC 又は設置運営事業予定者等が反社会的勢力に該当する者との間で業務委託契約を締結していた場合において、当該事由が発覚した場合には、SPC は遅滞なくその旨を速やかに府に報告し、府の指示に従い当該契約の解除その他の対応を取るものとする。
- 4 SPC は、本基本協定の締結又はその履行に当たって、反社会的勢力から不当介入を受け、かつ当該不当介入を行った者が反社会的勢力であることを知った場合には、遅滞なくその旨を速やかに府に報告し、かつ警察に届け出るものとする。

第24条（損害賠償）

- 1 SPC は、以下のいずれかの事由に起因し又はこれに関連して府又は市が被るか又は負担す

る損害等（但し、以下のいずれかの事由と相当因果関係のある範囲に限る。）について、府又は市に対して賠償する。

- (1) SPC の第 8 条又は第 23 条第 1 項に基づく表明及び保証の全部又は一部が虚偽、不正確であった場合。
 - (2) SPC が、本基本協定に基づき履行又は遵守すべき自己の義務又は誓約に違反し、又は履行若しくは遵守を怠った場合。
- 2 府又は市は、本基本協定に基づき履行又は遵守すべき自己の義務又は誓約に違反し、又は履行若しくは遵守を怠った場合、これに起因し又はこれに関連して設置運営事業予定者等又は SPC が被る又は負担する損害等（但し、かかる事由と相当因果関係のある範囲に限る。）について、SPC に対して賠償する。
- 3 府、市又は SPC は、本基本協定に基づく債務の履行が遅延した場合には、弁済すべき金額に対し年 3% の割合による遅延損害金を支払うものとする。この場合の計算方法は 1 年を 365 日とする日割計算とし、1 円未満の端数は切り捨てる。

第 25 条（秘密保持）

- 1 府、市及び SPC は、第 2 項に定める秘密情報を、相手方（なお、府及び市においての「相手方」とは SPC をいい、SPC においての「相手方」とは府及び市をいう。以下本条において同じ。）の事前の書面による承諾なく第三者に開示してはならず、また、本基本協定に基づく権利の行使又は義務の履行以外の目的に使用してはならない。
- 2 秘密情報とは、本基本協定の内容、本基本協定締結に至るまでの交渉等の経緯・内容及び本基本協定に関して相手方から開示を受けた、営業上、技術上、又は行政上の情報のうち、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)①乃至④のいずれにも該当しないものをいう。
 - (1) 文書、電子媒体その他の有体物に化体された情報として開示された場合には、秘密であると明記されているもの。
 - (2) 口頭・視覚的な開示を含む無形の情報として開示された場合には、開示の際にそれが秘密であることを明示され、かつ、開示から 15 日以内に当該情報の内容を記載した書面を秘密である旨の表示をして通知を受けたもの。
 - (3) 以下のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれない。
 - ① 開示を受けたときに既に保有していた情報
 - ② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 開示を受けた後、相手方から開示を受けた秘密情報によることなく独自に取得し、又は創出した情報
 - ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報又は開示を受けた後に公知となった情報
- 3 府、市及び SPC は、第 1 項にかかわらず、以下の場合、法令等に基づき、又は、本基本協定の履行に必要な範囲で秘密情報を開示することができる。但し、開示先が法令等に基づいて守秘義務を負っている場合を除き、府、市又は SPC は、開示に先立ち開示先に対し、本条と同等以上の秘密保持義務を課すものとする。
 - (1) 府が秘密情報を知る必要のある、自己又は市の役職員、弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントに開示する場合。
 - (2) 市が秘密情報を知る必要のある、自己の役職員、弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントに開示する場合。
 - (3) SPC が秘密情報を知る必要のある、自己又は自己の株主（但し、合同会社日本MGMリ

ゾーツ及びオリックス株式会社に限る。)、子会社、関連会社、設置運営事業予定者等その他あらかじめ府及び市との間で合意(府及び市は合理的理由なくかかる合意を拒絶、拒否又は留保しないものとする。)した者の役職員、弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントに開示する場合。

- (4) SPCが秘密情報を知る必要のある、設置運営事業のための資金調達目的で融資等を受けている金融機関及びその予定者又は出資予定者の役職員、弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントに開示する場合。
 - (5) 府が本基本協定に基づき開示する必要がある第三者に開示する場合。
- 4 第1項及び第3項にかかわらず、府、市、SPC及び本件保証人は、法令等(IR関係法令等及び外国の法令を含むがこれらに限らない。)、SPCの株主若しくはその親会社が上場している金融商品取引所等の規則若しくはSPCの株主若しくはその親会社が当事者となる上場契約、又は司法若しくは行政機関等(国土交通省、警察、公安委員会及びカジノ管理委員会並びに外国の機関を含むがこれらに限らない。以下同じ。)の判断等に基づき開示が要請された場合、当該要請に応じるために、必要な範囲で秘密情報を、金融商品取引所等を通じて開示し、又は司法機関及び国土交通省、警察、公安委員会、カジノ管理委員会等の監督又は関係行政機関に開示することができる。
- 5 府及び市は、第1項、第3項及び第4項にかかわらず、説明責任を果たすために必要な範囲で、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する内容(但し、大阪府情報公開条例で定める例外公開情報及び人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。)を除き、第三者に対して、SPCの承諾を得ることなく、秘密情報の全部又は一部を開示又は公表することができる。但し、本項に基づき秘密情報の全部又は一部を開示又は公表する場合には、事前にその旨をSPCに通知するよう合理的な範囲で努力するものとし、事前に通知を行うことができない場合には事後に遅滞なくSPCに通知するものとする。
- (1) SPC又はSPCの株主(但し、合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社に限る。)若しくはその親会社の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)
 - (2) SPCが、当該秘密情報を府及び市に対して開示するに当たって、(i)SPCの親会社並びに合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社以外の株主又は(ii)SPC若しくはその親会社が守秘義務を負う相手方として明示した第三者(但し、(i)に該当する者を除く。)の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)であることを特定・明示して客観的かつ合理的な根拠とともに府及び市に説明し、府及び市がこれを相当と判断した場合の当該内容

第26条(知的財産権等の帰属等)

- 1 府又は市が、本件手続の遂行の過程においてSPC又は設置運営事業予定者に対して提供した情報、書類又は図面等(府又は市が著作権を有しないものを除く。)の知的財産権は、これらを提供した府又は市に帰属する。但し、SPCは、事前に府及び市の書面による承認(府及び市は合理的理由なくかかる承認を拒絶、拒否又は留保しないものとする。)を得た上で、本基本協定及び実施協定の遂行のために当該知的財産権を使用することができる。
- 2 SPC又は設置運営事業予定者が、本件手続の遂行の過程において府又は市に対して提供した情報、書類又は図面等(SPC又は設置運営事業予定者が知的財産権を有しないものを除く。)の知的財産権は、これらを提供したSPC又は設置運営事業予定者に帰属する。但し、府又は

市は本基本協定及び実施協定の遂行のために、又は公益上必要と認める場合において、当該知的財産権を無償で使用することができる。なお、本項の規定は、SPC又は設置運営事業予定者が、府又は市に対して、商標の使用を許諾するものと解釈してはならない。

- 3 前二項に定める SPC 又は府若しくは市による情報、書類又は図面等の使用に関し、府、市又は SPC は著作権法で定義される著作権者人格権を行使せず、これらの著作権者（設置運営事業予定者を含む。）に著作権者人格権を行使させない。
- 4 SPC は、SPC 又は設置運営事業予定者が、本件手続の遂行の過程において府又は市に対して提供した情報、書類又は図面等について第三者との間で知的財産権その他の権利及び利益に関する紛争が生じた場合には、自己の責任及び費用負担でこれを解決するものとする。この場合、SPC は府及び市に対し、直ちにその紛争又は紛争のおそれについて報告し、府及び市の要求する情報を合理的な範囲で提供するものとする。

第 27 条（本基本協定上の地位又は権利義務の譲渡の禁止）

SPC は、府及び市の事前の書面による承認なく、本基本協定上の地位又はこれに基づく権利若しくは義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第 28 条（法令遵守）

SPC は、IR 関係法令等その他の法令等を遵守する。

第 29 条（本基本協定の変更）

本基本協定は、府、市及び SPC の書面による合意により変更することができる。

第 30 条（当事者間の関係）

- 1 本基本協定の当事者は、本基本協定において明示されている場合を除き、他の当事者を拘束し、他の当事者のために若しくは他の当事者の名義で債務、責任を負担し、又は負担させるいかなる権利、権限をも有することなく、かつ、有する旨表明することもしない。
- 2 本基本協定の当事者はそれぞれ独立した契約の当事者であって、本基本協定により、当事者の間に組合の関係がつけられるものではない。

第 31 条（通知等）

- 1 本基本協定に別段の定めがある場合を除き、本基本協定に定める請求、通知、報告、申出、承認、承諾、催告又は解約等（本条において、以下「通知等」という。）は、府、市及び SPC が別途合意しない限り、他の当事者に対する書面をもって日本語で、直接交付、書留郵便、ファクシミリ又は電子メールにて送付する方法により行わなければならない。府、市及び SPC は、通知等の宛先となる自己の住所、ファックス番号又は電子メールアドレスを他の当事者に対して別途通知するものとする。
- 2 府、市及び SPC は、前項に定める通知等の宛先に変更があった場合には、他の当事者に対して速やかに書面で報告する。かかる報告を怠ったために、本基本協定に基づき行われた通知等が遅延し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとみなす。

第 32 条（表題）

本基本協定の各条項の表題は、単なる参照の便宜のために挿入されており、本基本協定の解

積にいかなる影響も与えない。

第 33 条 (権利不放棄)

- 1 本基本協定の当事者による本基本協定に基づく権利の放棄は、当該当事者の署名又は記名押印した放棄の書面によつてのみ行うことができる。
- 2 本基本協定の当事者によるいかなる権利の行使の遅れもその放棄とはならず、本基本協定の当事者による本基本協定に基づきいかなる権利の放棄又は部分的行使も、本基本協定の他の権利又は行使されなかつた権利の一部の行使を排除するものではない。

第 34 条 (分離可能性)

本基本協定のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本基本協定の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本基本協定の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第 35 条 (存続条項)

本基本協定が実施協定、立地協定及び事業用定期借地権設定契約の締結により終了し、又は本基本協定に定める事由により解除された後においても、第 11 条第 3 項、第 12 条、第 13 条、第 20 条 (但し、本基本協定に定める事由により解除された場合に限る。)、第 24 条乃至第 27 条、第 30 条乃至第 40 条の規定は有効に存続するものとする。

第 36 条 (疑義に関する協議)

本基本協定に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、府、市及び SPC が誠実に協議して、これを定めるものとする。

第 37 条 (言語)

本基本協定は、日本語により締結され、これをもって正文とし、日本語以外の言語による翻訳は参考のためのみであり、当事者を拘束するものではない。

第 38 条 (準拠法)

本基本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従つて解釈されるものとする。

第 39 条 (管轄裁判所)

本基本協定並びに本基本協定に基づき又はこれに関連して生じる府、市及び SPC の権利及び義務に関する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 40 条 (その他)

- 1 本基本協定の履行に関して府、市及び SPC の間で用いる言語は日本語とする。
- 2 本基本協定に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 3 本基本協定の履行に関して府、市及び SPC との間で用いる計算単位は、本事業関連書類に特別の規定がある場合を除き、計量法に定めるところによるものとする。

- 4 本基本協定の履行に関する期間の規定については、本事業関連書類に特別の規定がある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによるものとする。

本基本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、府、市及びSPCがそれぞれ記名押印又は署名押印の上、各1通を保有する。

2022年 2月 15日

府：大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文

市：大阪市

代表者 大阪市長 松井 一郎

SPC：大阪IR株式会社

代表取締役 エドワード・パウワーズ

代表取締役 高橋 豊典

別紙1 定義集

- (1) 「意匠法」とは、意匠法（昭和34年法律第125号）をいう。
- (2) 「液状化対策」とは、本件土地の地盤の液状化の発生を防止するための地盤改良その他の措置（液状化が発生した場合の復旧工事等を含む。）をいう。
- (3) 「大阪府情報公開条例」とは、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）をいう。
- (4) 「親会社」とは、会社法第2条第4号及び同法施行規則第3条第2項に規定する親会社をいう。
- (5) 「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）をいう。
- (6) 「確済済長期構想」とは、第6条第2項において定義される意味を有する。
- (7) 「カジノ管理委員会」とは、IR整備法第213条第1項に基づき設置されるカジノ管理委員会をいう。
- (8) 「カジノ事業」とは、IR整備法第2条第8項に定める事業をいう。
- (9) 「カジノ施設」とは、IR整備法第2条第10項に定める施設をいう。
- (10) 「カジノ免許」とは、IR整備法第39条に基づいてカジノ管理委員会により与えられるカジノ事業の免許をいう。
- (11) 「課徴金納付命令」とは、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）に基づく課徴金の納付命令をいう。
- (12) 「株主間契約」とは、第9条第2項第5号において定義される意味を有する。
- (13) 「議決権比率」とは、発行済みの本議決権株式（SPCが保有するものを除く。）の議決権の数の合計数に占める、特定の者の保有する本議決権株式の議決権の数の合計数の割合をいい、本議決権潜在株式の数は、本議決権潜在株式の目的となるSPCが発行する株式の議決権の数を意味するものとして計算する。
- (14) 「基本方針」とは、IR整備法第5条第1項に基づき、国土交通大臣が定める「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」をいう。
- (15) 「許認可等」とは、法令等により要求される国、地方公共団体その他の公的機関及び司法・行政機関等による許可、認可、免許、承認、認証、同意、免除、登録その他これらに類するもの又は手続を総称していう。
- (16) 「区域整備計画」とは、IR整備法第9条第1項に規定する特定複合観光施設区域の整備に関する計画をいう。
- (17) 「刑法」とは、刑法（明治40年法律第45号）をいう。
- (18) 「計量法」とは、計量法（平成4年法律第51号）をいう。
- (19) 「建設及び整備の着工」とは、以下①乃至⑤の全ての要件を充足している時点をいう。
 - ① 都市計画法に基づく開発許可の取得など、建設工事を開始するに当たり必要な許認可等の取得手続が完了していること
 - ② 建築確認申請に必要な設計図書の作成が完了し、建築確認済証を受領していること
 - ③ 建設工事請負契約がSPCと建設企業の間で合意していること
 - ④ 建設及び整備しようとする施設の工事に係る工事監理者が指定されていること
 - ⑤ 仮囲い、搬入道路及び現場施設等の仮設工事が開始し、建設が継続していくと合理的かつ客観的に判断できる状態であること
- (20) 「公共インフラ整備」とは、新たな国際観光拠点の形成をめざして市が行う次の施策及び

措置をいう。

- ① 鉄道延伸部（南ルート〔北港テクノポート線〕）の整備に伴い建設予定の新駅駅前における駅前広場（交通広場）の整備
- ② 交通環境の改善
 - 夢洲地区への訪問者増加等に対応するため、次のインフラ整備を行うこと。
 - (ア) 鉄道延伸部（南ルート〔北港テクノポート線〕）の整備
 - (イ) 外周道路の整備
 - (ウ) 高架道路の整備
 - (エ) 夢洲幹線道路、舞洲幹線道路、此花大橋及び夢舞大橋の改良
 - (オ) 上水道（夢洲内及び周辺地域の配水管、加圧ポンプ場の増強等）の整備
 - (カ) 下水道（夢洲内及び周辺地域の管渠、ポンプ場等施設の新増設）の整備
- (21) 「公共インフラ整備等」とは、(i) 夢洲内で実施される催事、(ii) 公共インフラ整備、並びに (iii) 設置運営事業並びに夢洲内で実施される催事及び公共インフラ整備に関して、市以外が実施する電力・通信・ガス等の供給に係るインフラの整備を総称していう。
- (22) 「公共帰属施設」とは、SPC が計画・設計及び建設・整備を行う本件臨港緑地上の施設、並びに外周道路の歩道の高規格化部分をいう。
- (23) 「子会社」とは、会社法第 2 条第 3 号及び同法施行規則第 3 条第 1 項に規定する子会社をいう。
- (24) 「市」とは、頭書において定義される意味を有する。
- (25) 「市会」とは、市において地方自治法第 89 条に基づき設置される議会をいう。
- (26) 「事業条件」とは、募集要項等に基づき定められている、設置運営事業の実施において SPC が充足すべき条件をいう。
- (27) 「事業条件書」とは、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業事業条件書」（その後の改定・修正を含む。）及びその附属書類（回答書等）をいう。
- (28) 「事業用定期借地権設定契約」とは、第 17 条に基づき本件土地に関して市及び SPC との間で締結される事業用定期借地権設定契約をいう。
- (29) 「事業用定期借地権設定契約書（案）」とは、第 14 条に定める基本合意の対象となる、第 17 条に基づき本件土地に関して市及び SPC との間で締結される事業用定期借地権設定契約の案をいう。
- (30) 「実施協定」とは、府及び SPC との間で締結される IR 整備法第 13 条第 1 項に規定する実施協定をいう。
- (31) 「実施協定書（案）」とは、第 14 条に定める基本合意の対象となる、府及び SPC との間で締結される IR 整備法第 13 条第 1 項に規定する実施協定の案をいう。
- (32) 「実施方針」とは、IR 整備法第 6 条第 1 項に基づき、府が基本方針に即して定めた「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備実施方針」をいう。
- (33) 「実用新案法」とは、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）をいう。
- (34) 「出資比率」とは、発行済みの本株式（SPC が保有するものを除く。）の数の合計数に占める、特定の者の保有する本株式の数の合計数の割合をいい、潜在株式の数は、潜在株式の目的となる SPC が発行する株式の数を意味するものとして計算する。
- (35) 「出資予定者」とは、第 9 条第 1 項において定義される意味を有する。
- (36) 「種苗法」とは、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）をいう。
- (37) 「主要株主等」とは、IR 整備法第 2 条第 12 項に基づく SPC の認可主要株主等、IR 整備法第 58 条第 4 項本文に規定する特定保有者又は同条第 6 項に規定する者（当該特定保有者

を除く。)をいい、SPC がカジノ免許を受ける前においてはこれらと同様の地位にある者をいう。

- (38) 「商標法」とは、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）をいう。
- (39) 「所得税法」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）をいう。
- (40) 「新規発行等」とは、新規発行、自己株式の取得及び処分、本株式の分割及び併合、その他いずれかの本株主の出資比率又は議決権比率を変動させる行為をいう。
- (41) 「設置運営事業」とは、大阪・夢洲地区における IR 整備法第 2 条第 3 項に規定する事業をいう。
- (42) 「設置運営事業予定者」とは、設置運営事業を行おうとする民間事業者として、IR 整備法第 8 条第 1 項に基づき、府及び市が公募により選定した者であるオリックス株式会社及び MGM Resorts International を総称していう。
- (43) 「設置運営事業予定者等」とは、設置運営事業予定者、MGM Japan Indirect Holdco I, LLC、MGM Japan Indirect Holdco II, LLC、MGM Japan Holdco LP 及び合同会社日本MGMリゾートを総称していう。
- (44) 「潜在株式」とは、SPC が発行する株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券をいう。
- (45) 「損害等」とは、全ての損失、損害、費用、債務及び経費（合理的な弁護士費用を含むがこれに限らない。なお、疑義を避けるため、第三者からの請求又は法的な訴えに起因する全ての費用を包含するものとする。）をいう。
- (46) 「地中障害物」とは、本件土地において本件土地の SPC への引渡日（本件土地について段階的な引渡しが行われる場合は、最も早い引渡日をいう。）に存在する本件 IR 施設の建設及び整備に支障となる揚水井、観測台及び表面沈下板（但し、沈下計測を継続しているものを除く。）をいう。
- (47) 「地中障害物の撤去」とは、地中障害物に関する試掘等による位置特定、撤去及び処分並びに掘削孔の埋戻処理等を総称していう。
- (48) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - ① 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ② 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における各権利に相当する権利
 - ③ 著作権法に規定する著作権及び外国における当該権利に相当する権利
 - ④ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、府、市、設置運営事業予定者及び SPC が協議の上、府が特に指定するもの
- (49) 「地方自治法」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。
- (50) 「長期構想」とは、府及び市が SPC と共同して、基本方針及び実施方針に即して任意に作成する、本事業期間終了時までの本件 IR 区域の整備に関する構想をいう。
- (51) 「著作権法」とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）をいう。
- (52) 「通知等」とは、第 31 条第 1 項において定義される意味を有する。

- (53) 「提案書類」とは、設置運営事業予定者が2021年7月20日付で提出した提案審査書類及び設置運営事業の実施に係るその他の提案書類一式（提案審査書類についての確認事項回答文書、その他提案書類一式に関して府又は市が設置運営事業予定者に対して確認した事項に対する設置運営事業予定者の書面による回答、その他提出された書類を含む。）をいい、府との合意によりその内容が変更された場合には変更後のものをいう。
- (54) 「倒産手続等」とは、破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続その他国内外においてこれらに類似する法的倒産手続又は事業再生ADRその他国内外においてこれに類似する準則型私的整理手続をいう。
- (55) 「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）をいう。
- (56) 「都市計画法」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）をいう。
- (57) 「土壌汚染対策」とは、土壌汚染について土壌汚染対策法等の法令等に基づいて実施される各種の対策をいう。
- (58) 「土壌汚染対策法」とは、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）をいう。
- (59) 「土地課題対策」とは、第13条の2第1項において定義される意味を有する。
- (60) 「特許法」とは、特許法（昭和34年法律第121号）をいう。
- (61) 「認定区域整備計画」とは、IR整備法第9条第11項に基づき、府がSPCと共同して、基本方針及び実施方針に即して作成し、国土交通大臣の認定を受けた、本件IR区域の整備に関する計画をいう（IR関係法令等の規定に基づき更新された場合には当該更新後の計画を、IR関係法令等の規定に基づき変更された場合には当該変更後の計画を指すものとする。）。
- (62) 「認定申請議決」とは、第6条第7項において定義される意味を有する。
- (63) 「認定申請付議」とは、第6条第6項において定義される意味を有する。
- (64) 「認定申請前同意」とは、第6条第8項において定義される意味を有する。
- (65) 「認定用計画作成同意」とは、第6条第4項において定義される意味を有する。
- (66) 「認定用区域整備計画」とは、第6条第2項において定義される意味を有する。
- (67) 「排除措置命令」とは、独占禁止法第7条又は第8条の2に基づく排除措置命令をいう。
- (68) 「発効日」とは、本基本協定の締結日をいう。
- (69) 「反社会的勢力」とは、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者又は国外においてこれと同視されるものをいう。
- (70) 「判断基準日」とは、第19条第4項において定義される意味を有する。
- (71) 「半導体集積回路の回路配置に関する法律」とは、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）をいう。
- (72) 「府」とは、頭書において定義される意味を有する。
- (73) 「不可抗力」とは、天災その他自然的又は人為的な事象であつて、府又はSPC若しくは設置運営事業予定者等のいずれにもその責めに帰すことのできない事由（府又はSPC若しくは設置運営事業予定者等のいずれにも合理的に予見し得ず、又は合理的に予見できてもその損失、損害、又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないような事由に限る。）をいう。なお、不可抗力の具体例としては以下のとおりとする。

① 天災

地震、津波、噴火、火砕流、落雷、暴風雨、台風、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨又は土砂崩壊等。

② 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾又は暴動等（府又はSPC若しくは設置運営事業予定者等のいずれの事情にも起因しないゼネラル・ストライキを含む。）

③ その他

疫病（法的に隔離が強制される場合を含む。）、放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、車両その他の物体の衝突、類焼又は類壊等

- (74) 「府議会」とは、府において地方自治法第 89 条に基づき設置される議会をいう。
- (75) 「附帯事業」とは、IR 整備法第 2 条第 3 項第 2 号に基づき SPC により実施される事業をいう。
- (76) 「附帯施設」とは、本件 IR 区域の区域外に建設又は設置される施設であつて、附帯事業に用いられる施設をいう。
- (77) 「暴対法」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)をいう。
- (78) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導、ガイドラインその他の公的機関の定める判断・措置等、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断をいう。
- (79) 「募集要項」とは、府及び市が 2019 年 12 月 24 日付で公表した「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業募集要項」をいう。
- (80) 「募集要項等」とは、募集要項（各種契約案を含まない。）、事業条件書、モニタリング基本計画（案）、関連資料集、設置運営事業予定者選定基準、様式集及び記載要領、参考資料集並びに、これらの書類に関する補足資料、府又は市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表した質問回答書、及びそれらの書類・資料等に関して府又は市が発出した書類であつて府が SPC に対して募集要項等を含めるものとして通知した文書（いずれも修正があつた場合は、修正後の記述による。）を総称していう。
- (81) 「本株式」とは、SPC が発行する株式及び潜在株式をいう。
- (82) 「本株式の処分」とは、第 9 条第 2 項第 1 号において定義される意味を有する。
- (83) 「本株主」とは、本株式を保有する者（SPC を除く。）をいう。
- (84) 「本議決権株式」とは、SPC の株主総会において議決権を行使することができる株式及び本議決権潜在株式をいう。
- (85) 「本議決権株主」とは、本議決権株式を保有する者（SPC を除く。）をいう。
- (86) 「本議決権潜在株式」とは、SPC の株主総会における決議について議決権を有する SPC が発行する株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表章する有価証券をいう。
- (87) 「本基本協定」とは、頭書において定義される意味を有する。
- (88) 「本件工事」とは、SPC が実施する本事業関連施設の建設及び整備に係る工事をいう。
- (89) 「本件対象債務」とは、第 10 条第 1 項において定義される意味を有する。
- (90) 「本件手続」とは、第 2 条において定義される意味を有する。
- (91) 「本件土地」とは、本件 IR 施設の敷地として市から SPC への賃貸が予定されている別紙 6 記載の土地をいう。
- (92) 「本件土地等」とは、本件土地及び本件臨港緑地を総称していう。

- (93) 「本件保証人」とは、オリックス株式会社及びMGM Resorts Internationalをいう。
- (94) 「本件臨港緑地」とは、別紙6記載の臨港緑地のうち、SPCがシェルターや給油施設等の施設を計画・設計及び建設・整備を行う可能性のある部分をいう。
- (95) 「本件IR区域」とは、本件IR施設を設置する一団の土地の区域として、SPCにより一体的に管理されるものであって、認定区域整備計画に記載される別紙6記載の区域をいう（実施協定に従い本件IR区域の一部が追加された場合には、かかる追加された土地を含む。）。
- (96) 「本件IR施設」とは、本件IR区域に設置されるカジノ施設とIR整備法第2条第1項第1号乃至第5号に掲げる施設から構成される一群の施設（これらと一体的に設置され、及び運営される同項第6号に掲げる施設を含む。）であって、SPCにより一体として設置され、及び運営されるものをいう。
- (97) 「本件IR施設の開業」とは、本件IR施設の全部開業及び本件IR施設の部分開業を総称していう。
- (98) 「本件IR施設の全部開業」とは、建築物等の供用及び本件IR施設の営業の開始に必要な全ての許認可等の取得及び検査が完了し、当初の認定区域整備計画に記載された本件IR施設を構成する全ての施設の営業が開始されたと客観的かつ合理的に認められることをいう。
- (99) 「本件IR施設の部分開業」とは、本件IR施設を構成する全ての施設が完成しない段階において、カジノ施設及びIR整備法第2条第1項第1号乃至第5号に規定する施設の営業が開始されたと客観的かつ合理的に認められることをいう。
- (100) 「本公募」とは、IR整備法第8条第1項に基づき、府が区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請する民間事業者の公募・選定を行うために府が市と共同で実施した手続をいう。
- (101) 「本事業関連施設」とは、本件IR施設、附帯施設及び公共帰属施設を総称していう。
- (102) 「本事業関連書類」とは、募集要項等及び提案書類（但し、第5条第1項に基づき本特定合意内容について合意した場合は、提案書類を本特定合意内容と読み替える。）を総称していう。
- (103) 「本事業期間」とは、実施協定の締結される日を始期とし、最初の認定区域整備計画の認定日の35年後の応当日の前日（但し、府とSPCが本事業期間の延長について合意し、国土交通大臣による更新を得た場合は、当該延長後の満了日）を終了日とする期間をいう。
- (104) 「本事業日程」とは、第4条第1項において定義される意味を有する。
- (105) 「本条件」とは、第19条第4項において定義される意味を有する。
- (106) 「本特定合意内容」とは、第5条第1項において定義される意味を有する。
- (107) 「民法」とは、民法（明治29年法律第89号）をいう。
- (108) 「モニタリング基本計画」とは、設置運営事業の確実な実施を確保するための枠組みに関する基本的な考え方を定めた「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業モニタリング基本計画」をいう。
- (109) 「モニタリング基本計画（案）」とは、設置運営事業の確実な実施を確保するための枠組みに関する基本的な考え方を定めた「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業モニタリング基本計画」の案をいう。
- (110) 「役員」とは、IR整備法第23条第2項に定義する役員をいう。
- (111) 「履行保証金」とは、第10条第1項において定義される意味を有する。
- (112) 「立地協定」とは、立地協定（立地市町村等）及び立地協定（土地所有者）を総称してい

う。

- (113) 「立地協定（案）」とは、第 14 条に定める基本合意の対象となる、府、市及び SPC との間で締結する設置運営事業の遂行にあたって府、市及び SPC で確認すべき事項を定めるための協定の案をいう。
- (114) 「立地協定（土地所有者）」とは、立地協定（案）に基づき、府、本件土地の所有者としての市及び SPC との間で締結される協定をいう。
- (115) 「立地協定（立地市町村等）」とは、立地協定（案）に基づき、府、本件 IR 区域をその区域に含む市町村又は特別区としての市及び SPC との間で締結される協定をいう。
- (116) 「IR 関係法令等」とは、IR 整備法、国の定める関係政省令、基本方針及び各種ガイドライン、カジノ管理委員会が定めるカジノ管理委員会規則並びに実施方針等をいう。
- (117) 「IR 区域」とは、IR 整備法第 2 条第 2 項に規定する特定複合観光施設区域をいう。
- (118) 「IR 整備法」とは、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）をいう。
- (119) 「SPC」とは、頭書において定める意味を有する。
- (120) 「SPC 運営等」とは、第 9 条第 2 項第 5 号において定義される意味を有する。

別紙2 事業日程

項目	実施主体	時期
大阪市会への付議（土地課題対策に要する費用の負担に係る債務負担行為）	市	2022年2・3月頃
大阪市会への付議（認定申請の同意）	市	2022年2・3月頃
大阪府議会への付議（認定申請）	府	2022年2・3月頃
基本合意の締結	府、市、SPC	2022年4月頃
区域整備計画の認定の申請	府、SPC	2022年4月頃
区域整備計画の認定	国土交通大臣	2022年秋頃※
実施協定の認可の申請	府、SPC	2022年冬頃
実施協定の締結	府、SPC	2022年冬頃
立地協定の締結	府、市、SPC	2022年冬頃
事業用定期借地権設定契約の締結	市、SPC	2022年冬頃

※国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は仮定

別紙3 着工時以降の出資者の出資予定額一覧

株式等の種類	出資者の名称	出資予定額	議決権割合
普通株式	合同会社日本MGMリゾート	約 2,120 億円	約 40%
普通株式	オリックス株式会社	約 2,120 億円	約 40%
普通株式	岩谷産業株式会社	約 1,060 億円	約 20%
普通株式	大阪瓦斯株式会社		
普通株式	株式会社大林組		
普通株式	関西電力株式会社		
普通株式	近鉄グループホールディングス株式会社		
普通株式	京阪ホールディングス株式会社		
普通株式	サントリーホールディングス株式会社		
普通株式	株式会社 J T B		
普通株式	ダイキン工業株式会社		
普通株式	大成建設株式会社		
普通株式	大和ハウス工業株式会社		
普通株式	株式会社竹中工務店		
普通株式	南海電気鉄道株式会社		
普通株式	西日本電信電話株式会社		
普通株式	西日本旅客鉄道株式会社		
普通株式	日本通運株式会社		
普通株式	パナソニック株式会社		
普通株式	丸一鋼管株式会社		
普通株式	三菱電機株式会社		
普通株式	レンゴー株式会社		
	合 計	約 5,300 億円	100%

なお、合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社については、上記出資予定額のうち、4億3250万円についてそれぞれ出資済みであり、残額については、実施協定締結又は両社が別途合意した日から本件 IR 施設の開業までに段階的に出資を行う予定である。その他の出資者については、本件 IR 施設の建設及び整備の着工から本件 IR 施設の開業までの間において、段階的に出資を行う予定である。

別紙4 株主誓約書の様式

株主誓約書

年 月 日

大阪府知事 様
大阪市長 様

所在地

商号又は名称

代表者肩書

代表者名

印

●●（以下「当社」といいます。）は、大阪府（以下「府」といいます。）及び大阪市（以下「市」といいます。）に対して下記の事項を同意及び誓約いたします。

なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、本書に添付する府、市及び大阪IR株式会社との間の2022年2月15日付「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書」（以下「基本協定書」といいます。）に定めるとおりとします。

記

1. 当社は、基本協定書の定めに従い本株主となった場合には、基本協定書第9条（SPCの株主）第2項、第4項乃至第6項の内容を確認し、これに同意します。
2. 当社は、本誓約書の内容につき、(1)秘密情報を知る必要のある、自己その他あらかじめ府及び市との間で合意（府及び市は合理的理由なくかかる合意を拒絶、拒否又は留保しないものとします。）した者の役職員、弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントに開示する場合、(2)秘密情報を知る必要のある、設置運営事業のための資金調達目的で融資等を受けている金融機関及びその予定者の役職員、弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントに開示する場合、並びに(3)法令等（IR関係法令等及び外国の法令を含むがそれに限られません。）、当社又はその親会社が上場している金融商品取引所等の規則若しくは当社若しくはその親会社が当事者となっている上場契約、又は司法若しくは行政機関等の判断等（国土交通省、警察、公安委員会及びカジノ管理委員会並びに外国の機関を含むがそれに限られません。以下同じ。）に基づき開示が要請された場合で、当該要請に応じるために、必要な範囲で当該事項を、金融商品取引所等を通じて開示し、又は司法機関及び国土交通省、警察、公安委員会、カジノ管理委員会等の監督又は関係行政機関に開示する場合を除き、府及び市の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本誓約書の目的以外には使用しないことを誓約します。但し、本項第(1)号及び第(2)号に基づき開示する場合には、開示先が法令等に基づいて守秘義務を負っている場合を除き、当社は、開示に先立ち開示先に対し、本項と同等以上の秘密保持義務を課すものとします。
3. 当社は、本誓約書に規定する当社の義務に重大な違反があり、これらに起因して府又は市

に損害等が発生した場合には、直ちにその損害等（但し、当該違反と相当因果関係のある範囲に限ります。）を賠償します。

本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関連して発生したすべての紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。また、本誓約書は日本語を正とするものとし、英訳が作成された場合であっても当該英訳は参考として取り扱うものとして、日本語により解釈されるものとしします。

以上

別紙5 保証差入書の様式

●年●月●日

大阪府知事 様
大阪市長 様

保証差入書

保証人：

住所

会社名

代表者

●●（以下「保証人」という。）は、大阪府（以下「府」という。）及び大阪市（以下「市」という。）に対し、府、市及び大阪IR株式会社（以下「SPC」という。）との間で締結された2022年2月15日付「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書」（その附帯関連する覚書・変更契約等を含み、以下「基本協定」という。）に関して、以下の各条項を確約するものとし、なお、本差入書において使用される用語は、本差入書に明示される場合を除いて基本協定において定義される意味を有するものとし、

第1条（書類の提出）

保証人は、本差入書の日付（以下「本差入日」という。）に、府及び市に対し、保証人の(a)印鑑証明書及び履歴事項全部証明書、(b)当該時点において有効な定款の写しを提出するものとする。

なお、保証人の設立国において上記書類に相当するものが存在しない場合、保証人は、これに代わるものとして府及び市が合理的に承諾する書類を提出する。

第2条（保証）

1. 第3条の制約に服した上で、保証人は、基本協定に基づき、SPCが府及び市に対して、現在及び将来負担する一切の金銭債務（以下「本件対象債務」という。）を、府及び市に対して連帯して保証する（かかる保証を以下「本保証」といい、本保証に係る債務を以下「本保証債務」といい、本保証債務に対応する府及び市の債権を以下「本保証履行請求権」という。）。

また、SPCの清算、解散、倒産手続等により、基本協定に基づいて既に行われたSPCによる支払いが否認され又はその他の理由により取り消され若しくは返還された場合には、保証人は、それぞれ当該支払いがなされていない場合と同様に当該支払いに係る債務についても保証債務を負う。

2. 保証人は、本件対象債務について府又は市が有する担保又は他の保証について、その全部又は一部を府又は市の都合により変更、解除又は放棄した場合であっても免責を一切主張せず、また、その他の異議を申し立てない。保証人は、これにより損害を被ったとしても、府及び市に対して何らの損害賠償請求も行わない。
3. 保証人は、府又は市に対して本保証債務の全部又は一部を履行した場合でも、当該本保証債務の履行に基づき取得した、保証人以外の本件対象債務を主債務とする保証債務を負う者（その債務を引き受けた者及びその包括承継人を含め、以下「他の保証人」といい、他の保証人の当該保証債務を、以下「他の保証債務」という。）及びSPCに対する権利（求償権及び代位により府又は市から取得した権利若しくは順位を含む。）については、本件対象債務が完済されるまでは、府及び市の承諾なくして行使しない。
4. 保証人が、府又は市のために、本保証の他に保証をしている場合には、当該保証は、本保証の負担により何ら変更されない。
5. 保証人は、SPC又は他の保証人が府又は市に対して相殺権、取消権又は解除権を有する場合であっても、SPC又は他の保証人がこれらの抗弁権を実際に行使するまでは、これを理由として本保証債務の履行を拒むことができない。

第3条（責任限度）

1. 保証人の負担する本保証債務の金額は、府又は市がSPCに対して履行請求を行った日（以

下「基準日」という。)における、(i) 本件対象債務の金額の 50%、及び、(ii) (i) に係る本件対象債務につき基準日以降発生する遅延損害金の 50%の合計額を上限とする。但し、いかなる場合も、保証人の負担する本保証債務は 3.25 億円を上限とする。

2. 府又は市が SPC に対して履行請求を複数回行う場合においては、前回までの基準日における本件対象債務の金額と前回の基準日以降に新たに発生した本件対象債務（前回の基準日以降に発生する遅延損害金を除く。以下本項において同じ。）を合計した金額を本件対象債務の金額として、第 1 項により算定した金額を本保証債務の金額の上限とする。
3. 基準日以降に本件対象債務の一部が、他の保証人による他の保証債務の履行により消滅したとしても、第 1 項による本保証債務の上限は減額されないものとする。

第 4 条（SPC に対する出資）

1. 保証人は、認定用区域整備計画に対し国土交通大臣から認定を受けること、実施協定に対し国土交通大臣から認可を受けること、府及び SPC の間で実施協定が締結されること並びに本件土地の引渡しを受けることを条件として、金額の範囲、現物出資の種類、抛出の時期を含み府及び市が合意する内容として別紙のとおりとする出資計画に従い、SPC に対して、[資金を抛出する] [注：保証人が直接出資する場合に本記載を使用。] [自己の子会社（本条に基づき SPC に対して資金を抛出する保証人の子会社を、以下「出資子会社」という。）をして資金を抛出させる] [注：中間子会社を経由した出資の場合に本記載を使用。]。
2. [保証人は、基本協定第 9 条第 4 項記載の変更を除き、自ら又は出資子会社をして、府及び市の事前の書面による承認なく、本公募の手續において府及び市に提出した設置運営事業予定者等の SPC に対する資本関係及び株主間契約の内容のうち SPC 運営等に関する事項を変更せしめてはならないものとする。但し、府及び市が合理的理由なくかかる変更について拒絶、拒否又は留保しないことを前提とする。] [注：中間子会社を経由した出資の場合に本項を規定。]

第 5 条（報告）

1. 府又は市が合理的に要求したときには、保証人は、適用される法令等において可能な限り、自己[又は出資子会社] [注：中間子会社を経由した出資の場合に本記載を使用。] の貸借対照表、損益計算書その他財務状況を示す書類（保証人が現に保有する書類及び容易に入手可能な書類に限る。）の写しを府及び市に提出しなければならない。
2. 府又は市が、保証人[又は出資子会社] [注：中間子会社を経由した出資の場合に本記載を使用。] の財産、経営、業況等に関して、本差入書上の保証人による義務履行能力の有無を確認する調査を行うためにその具体的な必要性を示した上で合理的に要求したときには、保証人は、適用される法令等において可能な限り、合理的に必要な範囲において書類の提出又は報告を行わなければならない。
3. 保証人[又は出資子会社] [注：中間子会社を経由した出資の場合に本記載を使用。] の財産、経営又は業況等について重大な悪影響を与える変化が生じ、保証人による本差入書上の義務履行に重大な悪影響を与える合理的なおそれがあるときは、保証人は法令等上許容される範囲内で府及び市に不当に遅滞することなく報告しなければならない。

第 6 条（表明保証）

保証人は、府及び市に対し、本差入日現在において、次の事実がすべて真実かつ正確である

ことを表明し、保証する。

- (1) 保証人は、その設立準拠法に基づき有効かつ適法に設立され、有効に存続しており、その財産を所有しかつ現在行っている事業を遂行するために必要な権利能力及び行為能力を有している。
- (2) 保証人は、本差入書を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有している。また、保証人による本差入書の締結は、保証人の設立書類上許容される行為であり、保証人が本差入書を締結し、履行することにつき法律上及び保証人の設立書類その他の社内規則上要求されている一切の手続を履践している。
- (3) 本差入書の締結及び本差入書に基づく義務の履行が、(i)保証人に適用のある法令等に違反せず、(ii)保証人の設立書類その他の社内規則に違反するものでもなく、(iii)保証人を当事者とし又はその資産を拘束する契約その他の合意に違反せず(但し、本差入書上の保証人による義務の履行に重大な悪影響を及ぼす合理的なおそれのない場合には、本号の違反に該当しない。)、(iv)保証人に対する又はそれを拘束する司法・行政機関等の判断等に違反するものでもない。
- (4) 保証人は、本差入書の締結及び履行のために保証人において取得することが必要である許認可等を、全て適法かつ適正に取得し又は履践済みである(但し、本差入書上の保証人による義務の履行に重大な悪影響を及ぼす合理的なおそれのない場合には、本号の違反に該当しない。)
- (5) 保証人を代表して本差入書に署名又は記名押印する者は、法令等、設立書類、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、保証人を代表して本差入書に署名又は記名押印する権限を付与されている。
- (6) 本差入書は、保証人により適法かつ有効に締結されており、適法、有効かつ拘束力ある保証人の債務を構成し、倒産法その他債権者の権利に一般に影響を与える適用ある法令等に基づく制限に服することを条件として、本差入書の規定に従い強制執行可能な保証人の債務が生じる。
- (7) 保証人は、府及び市に対して、保証人の、直近3事業年度についての報告書等(当該会社が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に基づき有価証券報告書の提出義務を負う場合には、有価証券報告書、半期報告書、同法第24条の4の7に規定する四半期報告書、臨時報告書、訂正報告書等の報告書をいい、当該会社が当該義務を負わない場合には、会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書、同法第441条第1項に規定する臨時計算書類、並びに同法第444条第1項に規定する連結計算書類をいう。なお、当該会社が日本以外の国の法律に基づいて設立されている場合には、これに準じるものとして府及び市が合理的に認めた書類をいう。以下同じ。)の真正、正確かつ完全な写しを交付し、又は当該報告書等を適用法令に従い所定のウェブサイトで開示している旨を通知した。当該報告書等は、法令等及び当該期間に継続して適用された会計基準に従って(注記されたものを除く。)作成され、重要な点において保証人の連結ベースの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を正確に反映するものである。但し、軽微な誤りは本号の違反を構成しない。
- (8) 保証人を当事者とする、本差入書上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす、又は及ぼす合理的な可能性のあるいかなる訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争も開始されておらず、保証人の知る限り開始される合理的なおそれもない。
- (9) 保証人に関して、倒産手続等の開始が申し立て又は申請されておらず、またかかる申立又は申請の原因も存しない。

- (10) 保証人が行うべき税務申告は、適時に申告が行われており、未だ申告が行われていない場合には、申告期日が順延されており、順延された期日は未だ到来していない（但し、本差入書上の保証人による義務の履行に重大な悪影響を及ぼす合理的なおそれのない場合には、本号の違反に該当しない。）。
- (11) 保証人の知り得る限り、保証人に保証人の直近 3 事業年度についての報告書等に記載されていない重大な偶発債務、簿外債務及び引当・償却不足は存在しない（但し、本差入書上の保証人による義務の履行に重大な悪影響を及ぼす合理的なおそれのない場合には、本号の違反に該当しない。）。
- (12) 保証人は、適用ある法令等について重大な違反で、現在継続しているものはない（但し、本差入書上の保証人による義務の履行に重大な悪影響を及ぼす合理的なおそれのない場合には、本号の違反に該当しない。）。
- (13) 保証人の知る限り、過去 3 年間に於いて、保証人及び保証人の役員は、アメリカ合衆国の連邦海外腐敗行為防止法（1977 年連邦海外腐敗行為禁止法、修正を含む。）及びイギリス贈収賄法（修正を含む。）の重大な違反をしていない者である。
- (14) 府及び市に対して、本差入書の締結又は履行に関連して保証人から提供された情報は、重要な点において、すべて真実かつ正確であり、また、重大な誤解を生じさせるような情報を含んでいない。

第 7 条（反社会的勢力の排除等）

1. 保証人は、本差入日現在において、保証人が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約する。
 - (1) 役員が、反社会的勢力であること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること
 - (3) 役員が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められること
 - (4) 役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること
 - (5) 役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (6) IR 整備法第 60 条第 2 項各号のいずれかに該当すること
2. 保証人は、自ら又は第三者を利用して、設置運営事業に関して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを誓約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて府若しくは市の信用を毀損し、又は府若しくは市の業務を妨害する行為
 - (5) その他上記(1)乃至(4)に準ずる不当な行為

第 8 条（本差入書の変更）

本差入書は、府、市及び保証人の書面による合意により変更することができる。

第 9 条（通知等）

1. 本差入書に別段の定めがある場合を除き、本差入書に定める請求、通知、報告、申出、

承認、承諾、催告又は解約等（本条において、以下「通知等」という。）は、府、市及び保証人が別途合意しない限り、相手方に対する書面をもって日本語で、直接交付、書留郵便、ファクシミリ又は電子メールにて送付する方法により行わなければならない。府、市及び保証人は、通知等の宛先となる自己の住所、ファクシミリ番号又は電子メールアドレスを他の当事者に対して別途通知するものとする。

2. 府、市及び保証人は、前項に定める通知等の宛先に変更があった場合には、相手方に対して速やかに書面で報告する。かかる報告を怠ったために、本差入書に基づき行われた通知等が遅延し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとみなす。

第 10 条（表題）

本差入書の各条項の表題は、単なる参照の便宜のために挿入されており、本差入書の解釈にいかなる影響も与えない。

第 11 条（権利不放棄）

1. 本差入書の当事者による本差入書に基づく権利の放棄は、当該当事者の署名又は記名押印した放棄の書面によつてのみ行うことができる。
2. 本差入書の当事者によるいかなる権利の行使の遅れもその放棄とはならず、本差入書の当事者による基本協定に基づくいかなる権利の放棄又は部分的行使も、本差入書の他の権利又は行使されなかった権利の一部の行使を排除するものではない。

第 12 条（分離可能性）

本差入書のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本差入書の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、本差入書の当事者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。

第 13 条（本差入書の終了）

1. 基本協定が終了し、又は解除された場合には、当該終了又は解除に伴い、本差入書も第 2 条及び第 3 条を除き終了するものとする。但し、第 2 条及び第 3 条については本件対象債務（但し、基本協定に基づき SPC が将来負担する債務については基本協定の終了又は解除後も残存する基本協定の定めに基づき SPC が負担するものに限る。）すべてが完済されたときに終了する。なお、本差入書の終了は、当該終了以前に行われた行為の効力には何ら影響しないものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、第 9 条から第 18 条は本差入書の終了後も存続するものとする。

第 14 条（疑義に関する協議）

本差入書に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は本差入書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、府、市及び保証人が誠実に協議して、これを定めるものとする。

第15条（言語）

本差入書は、日本語により締結され、これをもって正文とし、日本語以外の言語による翻訳は参考のためのみであり、当事者を拘束するものではない。

第16条（準拠法）

本差入書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

第17条（管轄裁判所）

本差入書並びに本差入書に基づき又はこれに関連して生じる府、市及び保証人の権利及び義務に関する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（その他）

1. 本差入書の履行に関して府、市及び保証人の間で用いる言語は日本語とする。
2. 本差入書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
3. 本差入書の履行に関して府、市及び保証人との間で用いる計算単位は、本事業関連書類に特別の規定がある場合を除き、計量法に定めるところによるものとする。
4. 本差入書の履行に関する期間の規定については、本事業関連書類に特別の規定がある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによるものとする。

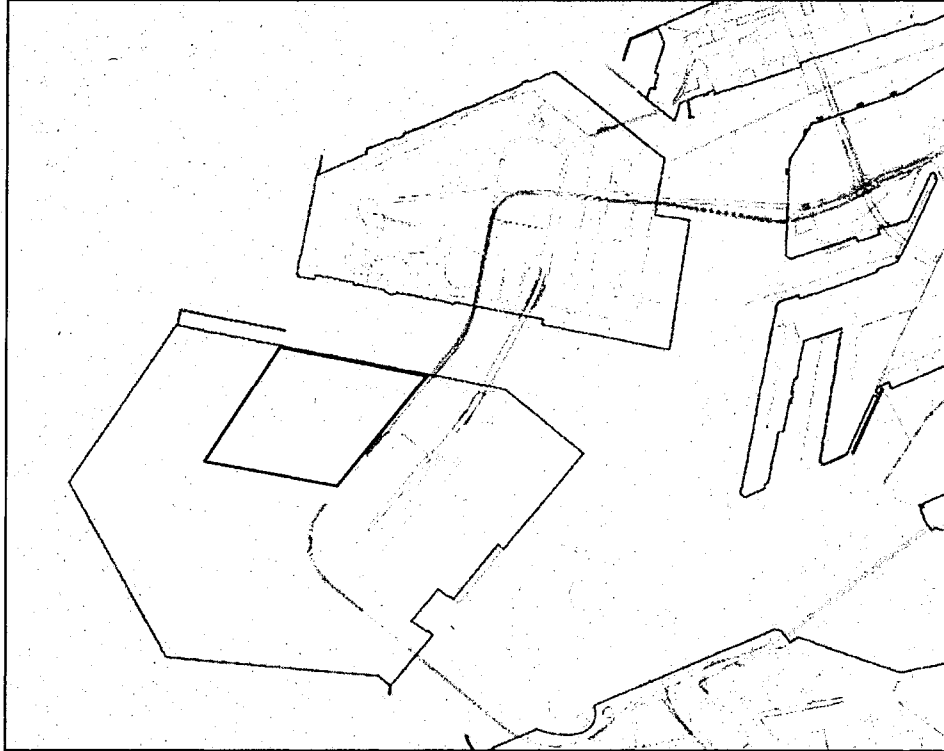
以 上

別紙 出資計画

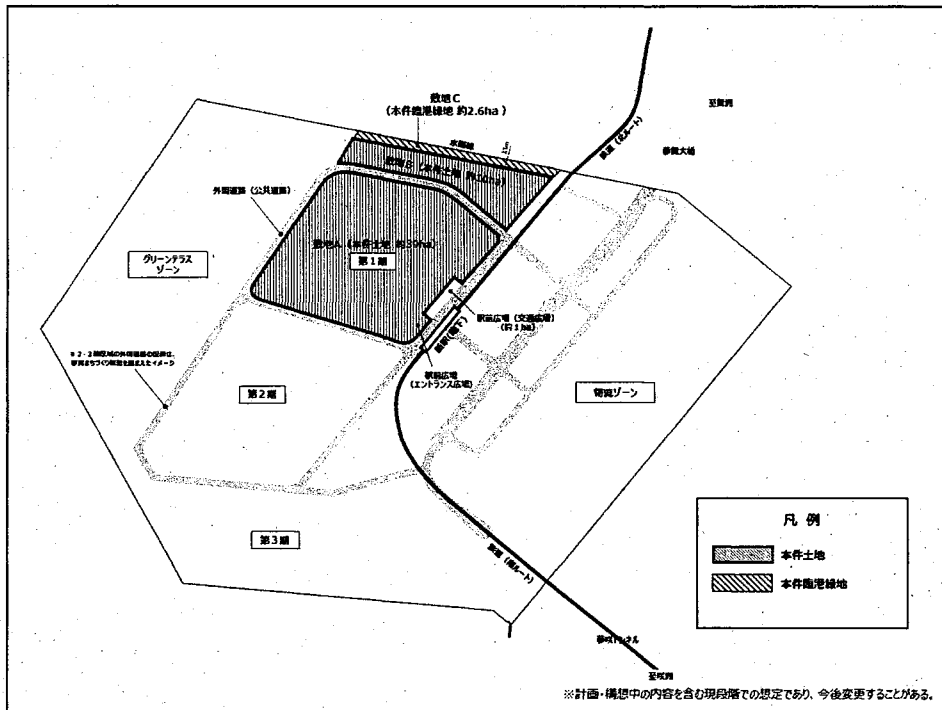
出資者の名称	出資の方法	出資予定額	出資の時期
合同会社日本MGM リゾート	金銭出資	約 2,120 億円	4 億 3250 万円について出資済み。残額については、実施協定締結又は合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社が別途合意した日から本件 IR 施設の開業までに段階的に出資を行う予定
オリックス株式会社		約 2,120 億円	4 億 3250 万円について出資済み。残額については、実施協定締結又は合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社が別途合意した日から本件 IR 施設の開業までに段階的に出資を行う予定

別紙6 本件土地等の位置図、平面図及び丈量図

位置図



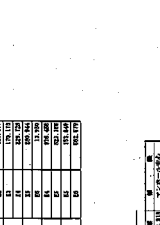
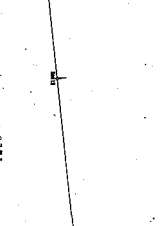
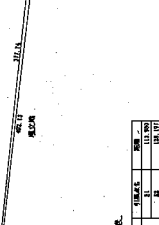
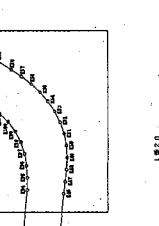
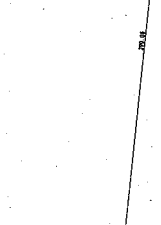
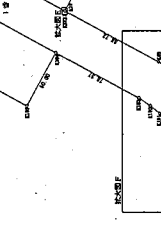
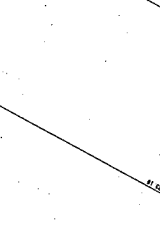
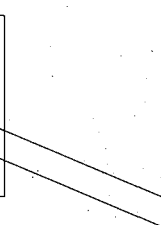
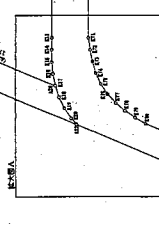
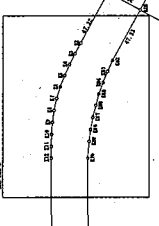
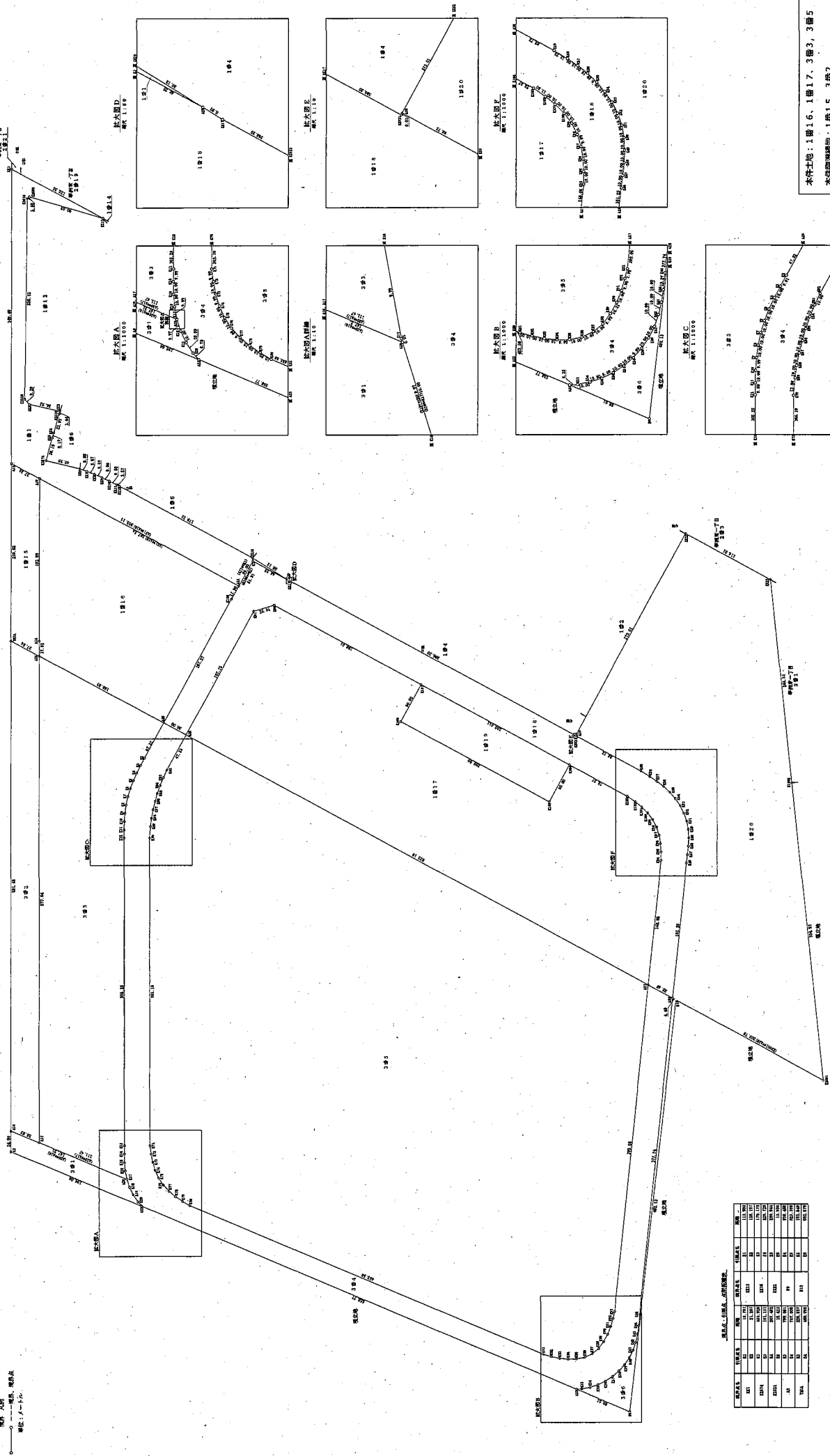
平面図



別紙6 丈量図

所在地：大阪府住吉区東中丁目1番1号1号室
本図は附冊1番1号1号室の境界を明示するものであり、他の境界を示すものではありません。

平面図
縮尺 1:1,500
測日 平成24年 8月24日
測者 株式会社 測量部



本件土地：1番16、1番17、3番3、3番5
本件測量簿地：1番15、3番2

測量点位置表 (測量点位置表)

測量点番号	東経	北経	測量点名称	備考
101	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点101	
102	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点102	
103	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点103	
104	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点104	
105	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点105	
106	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点106	
107	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点107	
108	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点108	
109	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点109	
110	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点110	
111	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点111	
112	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点112	
113	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点113	
114	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点114	
115	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点115	
116	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点116	
117	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点117	
118	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点118	
119	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点119	
120	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点120	

測量点位置表 (測量点位置表)

測量点番号	東経	北経	測量点名称	備考
201	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点201	
202	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点202	
203	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点203	
204	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点204	
205	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点205	
206	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点206	
207	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点207	
208	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点208	
209	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点209	
210	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点210	
211	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点211	
212	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点212	
213	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点213	
214	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点214	
215	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点215	
216	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点216	
217	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点217	
218	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点218	
219	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点219	
220	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点220	

測量点位置表 (測量点位置表)

測量点番号	東経	北経	測量点名称	備考
301	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点301	
302	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点302	
303	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点303	
304	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点304	
305	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点305	
306	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点306	
307	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点307	
308	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点308	
309	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点309	
310	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点310	
311	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点311	
312	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点312	
313	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点313	
314	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点314	
315	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点315	
316	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点316	
317	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点317	
318	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点318	
319	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点319	
320	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点320	

測量点位置表 (測量点位置表)

測量点番号	東経	北経	測量点名称	備考
401	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点401	
402	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点402	
403	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点403	
404	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点404	
405	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点405	
406	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点406	
407	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点407	
408	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点408	
409	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点409	
410	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点410	
411	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点411	
412	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点412	
413	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点413	
414	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点414	
415	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点415	
416	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点416	
417	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点417	
418	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点418	
419	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点419	
420	145° 15' 00.00"	34° 45' 00.00"	測量点420	

